

第三十四回国会
衆議院

日米安全保障条約等特別委員會議録 第十三号

(三七五)

昭和三十五年四月六日(水曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 小澤佐重吉君
理事井出一太郎君 理事岩本 信行君
理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君
理事権藤三郎君 理事西村 力弥君
理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君
安倍晋太郎君 愛知 揆一君
秋田 大助君 天野 光晴君
池田正之輔君 石坂 繁君
鏡治 良作君 嶋田 宗一君
賀屋 興宣君 小林 銈君
田中 榮一君 田中 龍夫君
田中 正巳君 床次 徳二君
服部 安司君 福家 俊一君
古井 喜實君 保科善四郎君
毛利 松平君 山下 春江君
飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君
岡田 春夫君 黒田 壽男君
田中 稔男君 穂積 七郎君
森島 守人君 横路 節雄君
受田 新吉君 大貫 大八君
堤 ツルヨ君

出席閣僚

内閣総理大臣 岸 信介君
外務大臣 藤山愛一郎君
国務大臣 赤城 宗徳君
出席政府委員
内閣官房副長官 松本 俊一君
法制局長官 林 修三君
警視總監 中川 重治君
警察庁刑事局長 中川 重治君
防衛庁参事官 加藤 陽三君
(防衛局長)
調達庁長官 丸山 佑君

換(刑事局長) 事 竹内 壽平君
外務事務官 下田 武三君
外務事務官 森 治樹君
外務事務官 高橋 通敏君
外務事務官 高橋 通敏君
大蔵事務官 木村 秀弘君
主税局税関部 長 木村 秀弘君
運輸事務官 辻 章男君
(航空局長)
委員外の出席者 佐藤 敏人君
専門 員

四月六日
委員渡海元三郎君辞任につき、その補欠として田中榮一君が議長の名指で委員に選任された。

今日の會議に付した案件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

○小澤委員長 これより會議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等法律案、右各件を一括して議題といたします。

前日に引き続き、質疑を行ないます。大貫大八君。

○大貫委員 昨日もお尋ねしたことでありますが、第四條の、この条約の実施に關して隨時協議する、という事項で、もう一度藤山外務大臣に確かめておきたいのであります。昨日再々答弁がありましたように、要するに、第三條は第四條の条約の実施に關しての協議事項じゃない、こういうふうにお答えになつてゐる。ところが第三條といふのは、バンデンバーグ決議に基づいてきておることは、藤山外務大臣も今までの御答弁でお認めになつてゐるはずなんです。そうしますと、バンデンバーグの決議といふのは、どう読んでみたつて、平たくいへば、こういうことなんです、アメリカは相互援助に基づいて相手国を援助するけれども、その場合には、相手方みずからが相当な軍備を持つて自己防衛に当たらないければならない、それが前提になるので

しよう。その上で相互援助をやろうといふのが、要するにバンデンバーグの決議であり、この決議がアメリカの外交方針の基本線になつておるはずなんです。これに基づいて相互防衛条約なり相互条約といふものがすべて結ばれておる。相互条約を結ぶ場合には、まず相手国がみずからを守り得るだけの能力を維持する、これが前提となつてゐる。そういたしますと、どうも昨日お答えになつてゐるうちに、日本はアメリカには何ら指示されることなく、自由に、自主的に自衛力を増強すればよろしいのだ、憲法の範圍でそうやればよろしいのだ、こうお答えになつておられますけれども、このバンデンバーグ決議の精神からすれば、日本の自衛力がどの程度になるかといふことは、非常に重大な関心事なはずなんです。これが前提となる。そういたしますと、どうしたつて第四條によつて条約の実施に關する重要な協議事項になると私は思うのですが、どうですか。この点、もう一度明確にお答え願ひたい。

○藤山國務大臣 御承知の通り、バンデンバーグ決議の趣旨といふものは、こういうふうな相互援助条約を結ぶ相手国が、自分の国は自分で守るといふ意欲を持ち、そして、それに対する努力をしていくということが重大な問題でありまして、その努力をいたすにいたしまして、その国の経済力あるいは社会的な諸般の事情からいたしまして、おのずから限度もございます。そういうものは、自分自身がきめること

とであります。そういう意思を全然持つておらないといふところは結ぶわけにいきませんけれども、意思を持つていて、それがどの程度にいくかといふことはその国自身がきめること、これは当然のことだと思ひます。

○大貫委員 ところが、あなたは、この条約締結の交渉にあつて、つまり、バンデンバーグの決議の精神を体して、要するに、武力攻撃に抵抗する能力を、憲法上の規定に従つて、条件として維持し、發展させる、そういうことを誓約したといふことを新聞にも報道されております。アメリカ側に対してですね。

○藤山國務大臣 むろん、この条文にありますように、お互いに維持し、發展させていくといふことは、自分たちが自分の国を守る意欲を持ちまして、意欲を持つてゐるだけに、そういうことをやつていくわけでありまして、しかし、それではどの程度の兵力を持つか、あるいはどの程度の飛行機を持つかといふような具体的な問題について、何も約束もいたしておりませんし、また、これはその国自身がそれぞれの事情によつてきめる問題でございまして、決して約束をいたしておるものではないと思ひます。

○大貫委員 しかし、そうしますと、第三條は意味がないのじゃないでしようか。日本は米國におかまひなしに、自主的に、日本の思ふままに自衛力を増強してよろしい、こういうのならば、三條の意味はないんじゃないですか。

か。そんなことはアメリカに約束しないといつて、ばらばらにやればよいのですから……。それを第三条からいえば、これは日本は自衛するだけの力を維持し、発展させる、こういうことを約束している。約束した以上は、これはアメリカの重大な関心事なんです。アメリカの条約を結ぶ前提になるはずなんだ。だから、内容は自主的であらうがどうであらうが、こういうことをいたしますということ、条約の実施に關する協議事項として、当然協議の議題に上つてこなくちゃならぬはずなんです。それが協議事項にならぬなどといったら、これは第三条は意味がないのですよ。

○藤山國務大臣 今、申し上げておりますように、パンデンバーグの決議というものは、要するに、基本的にお互いに援助し合つていくという国は、それぞれお互いの国が、自分の国は自分で守る、そのためには、その国の経済的ないろいろな条件のもとに制約はされまされども、そういう意欲を持つていくという国とでなければならぬ、そういうわけでありま。従つて、経済上のいろいろな理由がございすから、それについては、自分自身の国がきめていくということなんでありまして、そういう意欲があるということをお互いに宣言し参つたのがパンデンバーグ条項の精神でもあり、この条約に入れた趣旨でもございす。

○大賀委員 そりすると、日本は勝手に、野放しに自衛力を増強してよろしいということなんですか。これはアメリカと何の話し合ひもせずに、日本は勝手に、思ひままに自衛力を増強して

さしつかえない、こういうふうに解してよろしいのですか。

○藤山國務大臣 日本は、日本の事情によりまして、本年はどうする、来年はどうする、今後の計画はどうするといふことを、日本自身が決定をいたすわけがございす。むろん、そうした決定がございすれば、日本はこういうふうによつていくのだという情報の交換をいたすことは当然でございす。しかしながら、それを決定するのに、アメリカから何か押しつけられて、こゝろしなればならぬ、あしなればならぬといふ義務を負つたわけではございせん。

○大賀委員 何か押しつけられるとか何とか、非常にこだわつておるようですけれども、決定する前に、第四条に基つて、当然これは条約の実施に關する重要な事項として協議をなさるはずなんです。單なる連絡なんというこでは、アメリカが承知するはずがないでしょう。アメリカとしてはそんなあまいことではあれば、パンデンバーグ決議の精神に反しますよ。こんなことで上院を通りませんよ。そうするとどうしてもあなた方は交渉に當つて、やはりこの条約の実施に關する重要な協議事項として軍備をどうするか、どの程度に自衛力を増強するかといふことを、これはアメリカと前もつて相談する、こういうことが第三条の趣旨になるじゃないですか。

的ないろいろな事情を勘案して自衛力の決定をいたすわけでありま。むろん友好国として決定したものに對して、日本は本年こういう計画があるのだという程度の情報の交換はいたすと思ひますけれども、決定にあたりますしてアメリカの承認を得るといふことはございせん。

○大賀委員 そりすると、この条約の効果といふのは、ほとんどお互いにはばらばらに計画を立てる、こんなのはもう意味がないじゃないですか。だからこゝろしなればならぬ、あしなればならぬといふ義務を負つたわけではございせん。

○藤山國務大臣 いろいろお話がございすけれども、もし日本がどうしてアメリカの承認を得なければ軍備がでけないというなら、対等の立場でやる場合に、アメリカの軍備も日本が承認しなければできないといふことですが、そういうことではございせん。それぞれの国が自分の経済的能力によつてやつて参るわけでありま。むろん情報の交換等はいたすこと当然でございす。新しい兵器等の事情等について聞かざるはございす。が、しかしながらそれはいわゆる協議によつて承認を得てやるという問題ではございせん。

○大賀委員 それではどうもいつまでもいつてもしよがありません。

〔発言する者あり〕

○小澤委員長 静粛に願ひます。

○大賀委員 それでは協議事項として、第六條による駐留米軍の配置計画あるいは移動と裝備、こゝろしなればならぬ。条約の実施に關する協議事項ですか、どうでしょう。

○藤山國務大臣 そりという問題については、たとへば配置については事前協議の場合もございす。一般的に協議をして話し合ひをする。情報の交換の程度もございすし、こゝろしなればならぬといふこともあろうかと存じております。

○大賀委員 そりすると米軍の配置やあるいは移動、裝備などが協議事項になるとすれば、当然日本の自衛隊の配置、そりいうものも協議事項にならぬのですか。

○藤山國務大臣 今お話のように、どうして日本の自衛力を増強するかといふことについては、私はアメリカの承認を得てやるのじゃないといふことを申し上げておるのでありまして、一般的に情報の交換をいたしたり、あるいは大部隊が入つてくるような場合には当然事前協議に今度はおかる。ことになつております。従ひまして、そりいういろいろな場合その他につきましては協議をいたす必要があることむろんでございまして、今のような第三条による約束をいたしたそれが、協議でもつて承認を得なければならぬといふ問題とは違ひのございす。

たとき」といふのは、具体的にはどういふような状態をさすのですか。

○藤山國務大臣 「脅威」がどういふ形で起こつてくるかといふことを、現在において一々想定をするわけには私どもも参らぬと思ひます。むろんそのときそのときに判断をいたして参らなければならぬ。でありますから、そりいうような場合には協議をしていくことも必要であるわけでありま。今こゝろこゝろ形でこゝろこゝろ脅威が右から左へくるのだといふことは申し上げかねると思ひます。

○大賀委員 そりすると、この「脅威」といふのは、現実には侵略が行なわれた場合とか、武力攻撃が行なわれた場合をさすのじゃないですか。それ以外のことも含むのですか。

○藤山國務大臣 むろん今回の条約全般については、申し上げております。協議の内容にいたしまして、情報の交換の程度の協議もございす。あるいは異議を差しささなければならぬ。然るな協議もあると思ひます。また国際情勢その他についても情報の交換もなければならぬのでありまして、そりした広範なものを内容といたしておるわけがございす。従ひまして、武力攻撃があつたからといふようなことだけを前提にするといふものではございせん。

○大賀委員 そりすると大へん問題ですね。現実には武力攻撃や侵略が行なわれた場合はかりではなく、それ以外のことも広範にこゝろこゝろになると、「脅威」といふのは、一体どういふこととなるでしょう。私にはわからぬか

ら、もう少し具体的に言うてもらいた
い。

○藤山國務大臣 「脅威」というのは、
やはり脅威なんでありまして、いろい
ろな事象が起るというよりなことも
むろん考えられると思います。世界に
いろいろな状況が絶えず変化して起
こつておるのであります。それがはた
して極東の平和と安全に影響するか
ないかというところは、やはりおのずか
ら協議して参らなければならぬ、意見
の交換もしていかなければならぬと思
います。こういうことが「脅威」だと
いう非常にはつきりした限界がござい
ますれば、それは案でございすけれ
ども、「脅威」というものはいろいろな
形で出てくると思ひますから、常時い
ろいろな意味において情報の交換も
し、あるいは意見の開陳もお互いにし
て協議をしていかなければならぬとい
うこともあると思ひます。

○大貫委員 そうすると「脅威」という
のは一体だれが判断するのですか。こ
れは重大な問題だと思ひます。「脅威」と
いうことが、いわゆるススキを見てお化
けと思ひ、あるいは受け取り方もあるは
ずです。だから客観的に見れば何ら脅
威も何もないのに、「脅威」を名として
それをまた協議するといふことも起こ
り得ると思ひます。そこでだれが「脅威」
を生じたという判断をなさるのです
か。

○藤山國務大臣 それぞれいろいろこ
とは、極東に対する脅威じゃないだろ
うかというところは、お互いに判断する
と思ひます。またさういふふうにお互
いに判断したものを持ち寄つて、意見
の合う場合もありましようし、合わない場
合もありましようが、意見の合った場
合にはさういふような判断が成り立つ
ていく、さういふことでございす。

○大貫委員 そうすると、日本国の安
全に対する脅威、これは何をさすので
すか。今は極東の安全といふことを聞
いたのですが、日本国の安全に対する
脅威といふことは何をさすのですか。

○藤山國務大臣 日本国の安全とい
ふことは、むろん広範な意味においてわ
れわれ考えられると思ひます。外から
脅威を受けるといふことも考えられる
と思ひます。あるいは外部からの何ら
かの援助によりまして日本が脅威にさ
らされるといふようなことも起ころ
うかと思ひます。従ひまして、いずれ
一方の締約国の要請でこれを協議をし
ていく、さういふことにならうと思
ひます。

○大貫委員 ところがフィリピンとア
メリカとの相互防衛条約では、こんな
あいまいな言葉は使つていないので
す。これは米比相互防衛条約の第三
条をのぞいていただければわかるのだ
が、「外部からの武力攻撃によつて脅か
された」と認めるときはいつでも協議
する。要するにフィリピンとの場合
においては、外部からの武力攻撃があ
つた場合、そのときだけ協議する、こ
うなところがある。ところがこの第四
条によつて、「脅威」といふような非常
にあいまいな字句を使つておる。これ
は日本の憲法の建前から自衛権の行使
でなければ、これは立ち上ることがで
きないはずなんです。きのうからもあ
なたの方の答弁ではさうなつておる。
なぜこれはフィリピンの場合はさうい
ふふうにか、日本の場合はさういふ
ふうにか、さういふことがあつて脅
威を名として戦争を誘発し、挑発す
るやうな結果になりませんか。

○藤山國務大臣 御指摘のようにフィ
リピンの場合には、外部からの武力攻
撃といふことはございす。フィリ
ピンも入つておる。S.E.A.T.O.の条
約には、武力攻撃以外の攻撃方法で脅
かされるといふこともありまして、
フィリピンもその加盟国としてその条
約に縛られておるわけではございす。

○大貫委員 これは日本の立場からす
れば、フィリピンでさえ外部からの武
力攻撃と明確にしておるのですから、
協議事項としての脅威といふのは、や
はり日本が現実には外部から武力攻撃
を受けた場合に限るといふふうに限定
すべきではないのですか。

○藤山國務大臣 外部から現実には日本
国が攻撃されたときには、第五
条が攻撃するわけではございす。さ
ういふやうな状況のもとにおいて、わ
れわれはたしてこれが安全に影響する
のかしないのかといふことを協議した
すわけではございす。

○大貫委員 それでは協議をするとい
ふのは、さういふ場合何をするので
すか。脅威があつた、そこで協議をす
る、何をしよう、これに対する対策を
やろうといふのでしよう。要するに、
さういふことがあつて脅威を名とし
て戦争を誘発し、挑発するやうな結
果になりませんか。

○藤山國務大臣 非常に何か脅威があ
つたときに、それについて協議す
る、それに対する対策がどうだ、それ
は外交上の問題で、平和的に話をする
場合もございす。一々すぐに
武力行動に移るかどうかといふやうな
ことは、われわれ侵略がすぐにくるか
こないか判断しなければならぬわけ
でありまして、さういふ点で、もしそ
れがあればあるいは外交機関を通じ、
あるいは国際的に訴えるといふことも
ございす。さういふ決して戦争にすぐ
に巻き込まれるといふふうには日本が
動するわけではございせん。

○大貫委員 それではどうですか、具
体的にお尋ねしますが、この「脅威」の
中には、いわゆる間接侵略は含むので
すか、含まないのですか。

○藤山國務大臣 むろん間接侵略とい
うものは日本の平和と安全に影響を及
ぼすわけでありまして、含むとわれ
われは解しております。

○大貫委員 そうするとこれは問題は
大きくなると思ひますが、政府はし
ばしば本条約は、日本が独立国として
自主性を獲得したのがこの条約だと
おっしゃつておる。その自主性を獲得
したという理由の一つとして、従来の
現行条約の内乱条項を削除したとい
ふことをさういふ非常に自主性を獲得
した証拠の一つとしてあげておられる。
ところが間接侵略も含むとすれば、内
乱のやうな状況が起きた場合に、協議
するといふことになりまして、これは
やはり同じじゃないですか。要するに
内乱条項を削つたと言ひながら、非常
に巧みに姿を変えてこの条約の中に隠
れておるのじゃないですか。

○藤山國務大臣 全然違ふのでありま
して、純粹の内乱といふものに対して
は、むろん日本が日本みづからこれを
処置していくわけではございす。お話
のやうに間接侵略があつたといふ御
質問でございす。間接侵略といふもの
はやはり他国から武器が供与される
とか、あるいはいろいろ問題が起
こつておるわけでありまして、さうい
ふやうな場合には当然協議をするの
は、私もあたりまえだと思ひま
す。純粹の内乱といふものは、これは
削除するのあたりまえでありまして、
われわれは当然それを独立国として
削除したわけではございす。

○大貫委員 それはさういふおかしな答
弁ですね。間接侵略だつて内乱だつて
同じじゃないですか。結局は、内乱
だつて、外国から武器が入つたもので
しょう。さうすれば内乱の場合には多
かれ少なかれ一竹やりでやる内乱な
んていうのは今ありません。やはり
外国から武器を入れて、そこに内乱
擾乱といふものが起つてくる。さうい
たしますと、さういふ場合にはい
わゆる脅威が、日本国の安全の脅威だ
と稱して、第四條で協議をアメリカと
する、第四條で協議をアメリカとす
る、内乱条項を削つたつて意味
をなさないじゃないやありませんか。現
行の条約の一つも違ひないじゃないや
ありませんか。さういふごまかしはい
かぬと思ひます。

○藤山國務大臣 私どももごまかしを申
し上げておるわけではございせん。の
で、内乱といふものは、すべて大貫
委員は間接侵略による内乱だと言つて
おられるのでありますけれども、さ
ういふ純粹の内乱といふものも決
して考えられないわけではございませ

ん。でありますから、そういう外部から何らかの動きかけによって起こったというものと、純粹の内部的な内乱というものもあるわけでございます。そこを区別することは当然なことだと思ひます。内乱がすべて大員委員が言われるように、現状においては間接侵略だということ、われわれは考えておりません。

○大員委員 私は内乱がすべて間接侵略だと言っているわけではない。しかし少なくとも内乱の中には間接侵略といわれるものがあるはずなんです。それはそうでしょう。内乱というのはどの程度のことを言うか別として、つまり竹やりでは今内乱はできない。内乱というからには、少なくとも大なり小なり武器を外国から援助を仰ぐとかしなければ、これは内乱という状態には立ち至らぬと思ふ。そうするとやはり間接侵略の範疇に入るじゃありませんか。このことについてアメリカと協議をするということになりますと、一つの内政干渉にもなるということになるのじゃありませんか。

○藤山國務大臣 私どもは外国と関係のないような内乱というものもあり得ると考えておりますけれども、ピストル五丁を持った、それが外国製のピストルだから、それはやはり外国の援助だ、そういうふうに単純にわれわれは考えないでいいのじゃないかと思ひます。むしろ武器を国外から援助をするというこの限度というものは、非常に大きな場合を想定するということがあります。しかしながらわれわれとしてそういう場合に協議をいたしますことは、決して内政干渉とは思つておりません。

○大員委員 しかしそうすると結局こういうことになりますね。これは総理大臣にお尋ねしませう。

結局この条約は、現行条約の内乱条項を削ったと言つておりますけれども、実質的にはこの第四条によつて、内乱にも要するにアメリカが関与できるといふ一つの道をあけていっているのじゃないですか。

○岸國務大臣 現行の安保条約は御承知の通り内乱の場合に日本国が要請すれば、駐留軍が出動してこれの鎮圧に当たるということになっております。そういうふうな駐留軍が現実に武力を行使するという場合は、五条に今回はつきり書いておるわけでございます。他国から、外国から武力攻撃を受けた場合にだけけるわけでありまして、四条は協議でございまして、四条の協議において単純な内乱は、先ほど来外務大臣が言つておる通りに、これはもうわれわれは協議する考えはございませうが、今日の国際情勢から申しますと、いろいろな各地における事態は、直接侵略、直接に武力攻撃を加えることによつて他国を侵略する場合と、いわゆる間接侵略として他の外国がそのある国の内部に干渉して、あるいは武器であるとかあるいは人間を送るとか、いろいろな方法によつて間接的に侵略する、そういう擾乱を起こさしめるといふ事態があるのであります。従つてそういう場合においては、やはり外国の影響でもって日本の安全が脅かされるということになるわけでありまして、それから、そういう場合においてはこの四条で協議をして、それに対してそういう事態をなくするように尽くしていく。しかし駐留軍が武力を用いる、

武力的な行動をするということは、五

○大員委員 そうすると今のような場合、米軍と協議をして、そういう事態をなくするようにする、ただし武力の行使はしないんだ、こうおっしゃるんですけれども、なくするようになるというものは、物心両面にわたつて、米軍が協力をして、援助することになるんじゃないですか。そうすれば、結局この条項によつて有力な内政干渉の種がここにあると思ふのですが、どうでしょう。

○岸國務大臣 この条約によつて日米両国が日本の安全を守り、それからさらに極東の平和、安全を守つて、世界の平和のなを確保する。これについて日米両国が協力するということ、この条約を貫いておる一つの精神であつて、そういう場合において日米の間における協力関係ができたからといって、それでもって内政干渉という性質のものじゃない、私はかように思つております。

○小澤委員 この際堀ツルヨ君より関連質疑の申し出がありますから、これを許します。堀ツルヨ君。

○堀(ツ)委員 ただいまの内乱の場合、大員委員の御質問に對しまして、総理の答弁はつきりしてないと思ふのです。私はお伺ひいたしますが、この日米安保条約の中には、日本の安全並びに脅威という場合に、外部からのみの脅威ということが明記してないんです。書いてないというところは、外からの場合と内からの場合と両方を肯定しておるもの、私はこういふふうに理解せざるを得ないと思ふのですが、総理はどうお考えになりますか。

○岸國務大臣 先ほど来お話を申し上げておる通りに、間接侵略の場合はこれを含んでおる、こういうことでございします。従つてそれを見方によつて内部とみるか、私どもは間接侵略というものは、やはり外部に一つの力があり国があつて、それがいろいろ形を変えて直接侵略のかわりに、他の方法によつてその国の平和と安全を脅かすような行動に出る、そういうような意味において間接侵略というものが現実にはあり、それに対してはこの条項は働く、かように考えております。

○堀(ツ)委員 わざと総理大臣は少し答弁をずらしておられるので、間接侵略、直接侵略という言葉は今使つておられないのです。内乱条項です。内乱という場合は、間接侵略の意味のない場合にも、国内に内乱が起る場合がある。現行条約では内乱条項に對して米軍が勝手に出動ができるようになってい、これをなくしたのだと、こうおっしゃるのですけれども、今度の日本国の安全という点でも、これは決して今度の改正で内乱を除くということになった意味にはならないのです。これは念のため私が申し上げます。これは念のため私が申し上げます。米比条約というものがございします。米比条約というものは、フィリピンが、米比条約に對してどういふふうに明記しておるか、総理大臣御研究になりましたか。答えていただきます。

○岸國務大臣 先ほど大員委員の御質問があり、外務大臣がお答えした通りに私は了解いたしました。○堀(ツ)委員 米比条約について、総理は御研究になっておられないようだけれども、米比条約の中には、はつきり

りと「外部からの武力攻撃によつて」と、外部だけを指定しておるわけなんです。ところが今度の日米安保条約の中には「外部からの」という米比条約に相当する文句がないわけでございます。ここに内乱条項に介入しないという米軍の保証がないということを、先ほどから大員委員が突いておられるわけなんです。そのところをはつきりしていただかないと、内乱が起つた場合に對するところの日本国とアメリカの立場というものがはつきりしないから質問をしておるのでございまして、このところは明記されておらないといふこと、しかも外国とアメリカとが結んでおるところの条約に基づけば、はつきりと内乱条項を削つて、外部からの侵入という意味にだけをはつきりと明記しておる、ここに違ひがあるのでございします。もし総理が言われるような筋合いのものであるならば、米比条約並みに日米安保条約もやはり外部からの侵入という言葉で表わして、内乱には在日米軍はタッチしないのだといふことが明記されなければ、筋が通らないわけなんです。そこを大員委員が尋ねておられるので、もう少しはつきりしていただきます。

○岸國務大臣 従来、現行の条約においては先ほどお答え申し上げたように、内乱といふ文句が使つてあります。先ほど来外務大臣及び私がお答えを申し上げておるうちに、この内乱といふ現在の用ひている字句の内容としては、純粹の内乱とそれから間接侵略によるものと両方を含んでおると思ひます。そして今回のわれわれの条約における日本の安全に對する脅威といふことは、外部からの力によつてそ

分のようにお考えになるのですが、協議はすべきものである、また今大貫君の解釈のように私ども考えております。しかし行動をするという場合においてははそれぞれ条件があり、ことに武力行動をするという場合におきましては、日本の自衛隊のなにかにきましてははつきりと五条に規定がございまして。従つて協議したから自衛権に反するとか、あるいは何かそこに違反が出るとか、あるいは何かそこを

す。

○大實委員　ところが日本の直接の自衛に關せずして、みだりに外国と脅威が生じたからというて協議をするというよりなことは、それ自体が、昨日から伺つておるあなたの方の憲法解釈からしても矛盾するじゃありませんか。何ら日本の防衛に關係しないはずで、それにもかかわらず外国と協議をするというよりなことは、自衛に關せざる

ことについて、しかもなるほど行動は伴わないかもしれないが、場合によっては戦争に巻き込まれるかもしれないような事態が起こるかもしれない。そういうときに協議するというのはちよつとおかしいと思うのですがどうですか。

対する措置を講ずることは当然であります。同時に極東、これは全体的にいますと、日本に非常に近接しておる地域でございますから、一般的に私は日本の平和と安全には関係があると考えることが正しいと思いますが、しかしそれはいわゆる間接的な関係であります。

ますから、直接日本の平和と安全に関係しない場合も協議の対象になることは、先ほども大貫委員がお話の通りであります。どういふ行動をするかというところにつきましては、われわれは平和的な解決を願つておるし、その脅威を除いて武力攻撃というような侵略が起ることを未然に防がなければならぬ。その場合にはいろいろ声明を出すこともありましようし、あるいは外交交渉によつてその脅威を取り除くこともありましようし、あるいは国際連合に提訴してそれを防ぐ、そういうようなことをするために、やはり協議をして事情を明らかにし、事態を正確に把握して考えを統一していくということは望ましいことである。決して協議したから戦争が直ちにくるとか、あるいは戦争に巻き込まれるとか、自衛権の発動が憲法に違反して行なわれるというようなことは、全然関係ないのであります。

○大貫委員 ところが、全然関係ないとは言えないと思つておるのです。少なくとも、極東における国際の平和と安全が脅威を受ける、こういうことが前提になる。脅かされておるのだ、あぶないんだ、戦争の危機があるかもしれぬ、そういうことについて協議をするというのであります。しかも、この協議は、大体においてアメリカ側がそういう判断をするのだ。この条約からいって、日本国の安全に直接関係ないことではありますから、これはアメリカがおもに判断すると思つておるのです。そういう場合に日本が協議の中に入る、そういうと、アメリカはアメリカとして、こういう極東において平和が脅かされるおそれがあるのだ、だから、自衛隊の

方でもどういふふうな配置をしておけとかんたかというふうなことが具体的に協議の内容にならざるを得ないと思つておるのです。そうすると、これは昨日から言つておつた憲法九条に大へん違反してゐることになると思つておるのですが、どうでしょう。

○岸国務大臣 前提が私どもと非常に違つておるようには思つておるのですが、私どもは、先ほど申し上げたように、脅威が生じた場合においては、その脅威を取り除いて、そして平和を回復する必要がある、それには事態を正確に把握し、日米の間のこれに対する意見を一致させておくことが必要である。私どもは、この条約全体が国連憲章というものを大前提として、日米ともにその安全機構というものができ上がることに、また、世界平和の確保についての国連の活動というものをわれわれは支持していくという建前から申しまして、そういう事態が生じた場合において、それに関心の深い日米兩國において協議をして、そして、これに対する脅威を取り除く措置を講じていくというところが問題なのであります。アメリカからだけこういうことを提議するといふようなことでもなければ、また、極東の平和と安全に關係してゐる脅威を受けた場合に、日本の平和と安全に全然関係のない場合だけだといふふうには、私どもは考えておらないわけでありまして、むしろ、極東の平和と安全が脅かされるということがあるれば、日本の平和と安全にも非常に重大な關係があることではあります。従つて、日本から協議を求めるときもありましようし、それはどつちから求めるといふこ

とは、一方的に考えるべきものじゃない、かように思つております。

○大貫委員 ところが、それは先ほども申し上げましたように、また、御答弁もあつたように、第六条と第四条とは違つてはなすんです。日本の安全には直接關係のない、日本の安全が直接脅威されないが、しかし、極東における国際の平和と安全が脅威された、こういう場合に協議をするというのが第四

条なんです。そうすると、これは今、岸総理がおっしゃつたように、日本とアメリカが共同して脅威を取り除くといふようなことは、日本の安全に直接關係のないようなことでアメリカと協議をして、その脅威を取り除くといふようなことは、もはや、いかなる意味からしても、政府の言うように憲法第九条を拡張解釈しても、これは自衛権の範囲を出てゐるものかと思つておるのです。自衛権といふものは、やはり日本が直接脅威を受けたときでなければ、自衛権を発動できないと思つておるのです。やはり脅威を取り除くということが自衛権の発動でしよう。

○岸国務大臣 自衛権に關する限りは、第五條にはつきりとあるように、日本の施政下にある領土が武力攻撃を受けた場合でなければ発動できないのであります。また、憲法の自衛権の解釈から申しまして、自衛権の内容である実力行使といふものはそういう厳格なものであつて、それを一歩も出てはならないことはお説の通りであります。私ども、その点何らの異論も持つておりません。しかし、四條のこの「協議」といふものは、これは日本を目当てとして、直接間接の侵略の危険がある、また、間接侵略が行なわれておる

といふような場合に、日本の安全が直接に脅威を受ける、それから極東の平和と安全が脅威を受けるという場合におきましては、日本が直接に受けてゐるわけではございませんけれども、しかし、極東の平和と安全が他から脅かされておるという場合にはおきましては、日本に近接してゐる地域でございまして、日本も極東の中核をなしておるわけでございますから、日本の平和と安全に無關係である、こう考へるわけにはいかぬと思ひます。従つて、そういう事態が一日も早く取り除かれるといふことは、私は、日本として当然考へることであり、それについて日米が協議していくといふことは、何ら自衛権の発動といふこととは關係ないことではあります。憲法や、あるいは自衛権の問題には何ら触れるものではないのであります。

○大貫委員 自衛権の発動に關係ないといふことは、どうもおかしな議論だと思つておるのです。要するに、極東における平和と安全が脅威される、それを取り除くといふことは、やはり日本の自衛権の発動になりませんか。そのことは自衛権の発動範囲になるでしよう。

○岸国務大臣 自衛権の発動といふことは、自衛権としての内容である実力行使によつてその侵略の事実をなくする、排除するといふのが、私は自衛権の行使の内容だと思ひます。われわれが平和を望み、平和を望むためのいろいろな手段を講ずることまで、これをすべて自衛権の発動だといふことは、私は適當でない、こう思ひます。

○大貫委員 私は、それでは今度は、この条約の性質についてお尋ねをいたします。藤山外務大臣は、当委員会に

おいて、愛知委員の質問に答えて、つまり、第五條の問題について、こういうことを答へたしてあります。「この第五條は、非常に特色のある条項だと思ひます。今回の安保条約の一つの重要な点でございます。日本国の施政のもとにある領域といふことに限定をしておきますので、いわゆる相互防衛条約ではございません。この条約が相互防衛条約でなければ何だとおつしやるのですか。これは条約の本質論、性質をお尋ねします。

○藤山国務大臣 私が申し上げましたように、いわゆる相互防衛条約といふのは、アメリカの領土がやられたときに、日本も自衛隊が出てそれを助けるといふような仕組みのものだと思ひます。日本の今回の条約といふものは、日本の領土、施政下にあるところだけに条約地域が限定されておるのであります。これは非常に特色のある条約だとわれわれは思つております。この条約を何と呼ぶかといふことは、新しい、こういう特殊の形の条約でありますから、何と申してよろしいのか、学説的には申し上げかねます。

○大貫委員 特殊な条約といふのは、こういうことでしよう。日本がアメリカと対等なだけの實力を持つておらない、そういうところから、こういう特殊な条約になつておると思ふ。ところが、日本は、なるほどアメリカの本国を防衛する義務は負つておられません。負つておらぬことは、あなたのおつしやる通り特殊な条約かもしれませんが、これは国力の相違だ。ところが、日本におけるアメリカの基地を攻撃された場合には、これは日本に何ら關係ない。關係ない場合もありましよう。たとえば、

○大賞委員 そうすると、大使館内に日本の警察——たとえ犯罪の捜査をやる場合に、日本の警察権が自由に大使館の中へ入って捜査ができますか。できないでしょう。できないから、要するに、完全なる施政権が行なわれないでいしょう。

○高橋(通)政府委員 それは大使館の不可侵権ということで、そういうふうな面におきまして保護されております。しかし、日本の犯罪が行なわれましてときは、当然われわれは大使の許諾を得て中に入つて、許諾を得て、わが警察権と申しますが、権限を行使することができぬわけでございます。もし、大使がその場合に拒否するとかいうことになりましますと、これは外交上の問題になりますけれども、原則として、そういう場合には、大使がみずから逮捕するか、それとも、日本の警察官と申しますが、それを同意を得て中に入れます。そして、それを逮捕することを許可するかしなければならぬ、こういうことになりまします。

○大賞委員 どうもあなたの法律論はごまかしている。不可侵権の概念じゃないでいしょう。それは要するに、この大使館なり大使館のその地域だけは、特別にその国の——たとえばアメリカ大使館であれば、アメリカの施政権というが、統治権が、その区域内に限つて、人と物に対して及ぶのです。土地は日本の領土権があるのだから、土地に対しては別として、人と物に対してはアメリカの統治権が及んでいふのは、これは特別な姿でいふ。どうです、施政下にあるとは言えないんじゃないですか。

○高橋(通)政府委員 それは、国際法上いろいろな特権、免除を持つておりますが、アメリカの、または外国の大使館が、その所属国の統治権がそこに及ぶというふうな考え方は、これはもう一般的には全然されておられません。これは国際的な考え方としては、現在においては行なわれていないところだと考えます。

○大賞委員 それじゃ、例をかねて、別な例を申し上げましよう。それじゃ、日本の領海内に来たアメリカの軍艦はどいうする。アメリカの軍艦内はどうですか。これは日本の施政権は完全に及ばないでいしょう。アメリカの統治権が軍艦の上には行なわれないでいしょう。その場合はどうなんですか。

○高橋(通)政府委員 その場合も、軍艦は軍艦の国際法上認められた特権、免除がありますから、その限度で、そのように除外されているわけでございます。しかし、日本の領海に入れば、やはり日本の施政権のもとにあるというのが原則でありまして、それが軍艦や軍隊という関係上、国際法上ある程度の特権、免除が認められていふ、こういうことになりまします。その認められていることが、原則として先方の統治権がそこに施行されるのだというふうな考え方ではない、それは逆だと思ひます。原則は日本であり、例外的に免除が行なわれている。先方の統治権が原則であつて、われわれがそこで例外的にながでできるという考え方は、まるで逆になるのだ、こういうふうな考え方でいふべきです。

○大賞委員 それはもちろん例外ですよ。日本の領土のうちですから、領土内におけるものだから、少なくとも

も、領土の範囲内においては、その国の統治権といふものは全部に及ぶのが当然なんです。原則なんです。ところが例外として、たとえば外国の大使館、公使館の内部とか、あるいは領海内における軍艦の内部、これは普通の汽船とは違ひます。軍艦ですよ。軍艦の中には、日本の施政下にあるといつたて、日本の施政権は現実に行なわれないじゃないですか。その点どうですか。

○高橋(通)政府委員 それは軍艦が入つた場合、または公使館の領域が外国の領域だといふことではないと私は考へております。すなわち、やはり日本内部の問題で、日本の施政のもとにある。そこがあなたも外国の領土と考へられて、そのまゝ外国の領土と同じように、そこに外国の統治権が及ぶといふことでは決してない、こういうふうに考へております。

○大賞委員 それでは外国の統治権がそこに——言葉のあやのようですけれども、それは外国の統治権がかりに及ぶと、あなたの言う通りにしたとしても、岸総理がこの前竹谷委員に答へて、施政下といふのは全面的な施政権を持つておる、そういうところである、この解釈する、こゝ言つていふのです。その意味においては、たとえば、わが国の領海内における米軍の軍艦には、岸総理の言う完全なる施政権は行なわれないと思ひますか。実際に行なわれないでいしょう。日本の施政権が現実に行なわれないじゃないですか。

○林(修)政府委員 今、大賞委員の仰せでございますが、領海を自身自身が、軍艦がいるために領海でなくなるといふやうな問題ではないのでありまして、

て、領海に対しては、もちろん、日本の施政権が全面的に及んでおります。そこに軍艦が今おれば、その軍艦の上は、軍艦の特権、免除から、そこにいろいろの不可侵権とか、特権といふものがございまして、日本の施政権が全面的には及び得ない点がございましてけれども、現実にはその特権、免除の結果として、反射的には及ばない、こういうことになるわけでありまして。しかし、そのために軍艦のいる領海が領海でなくなる、日本の施政権下の領域でなくなる、こういう問題ではないと思ひます。

○大賞委員 そうすると、施政権が全面的に及ばないといふことは、今明確になつたと思ひます。それはその通りなんです。

そこで総理大臣、どう思ひますか。この前、竹谷委員には、施政下といふのは全面的に施政権が及ぶところをいうのだ、こゝいうことをおっしゃつていふのだ。ところが、軍艦の上は全面的な施政権が及ばぬといふのが、今の法制局長官の見解です。そうすると、領海内に入つたアメリカの軍艦が攻撃されたといふ場合に第五条が発動するのですか。施政下にある領域が攻撃されたといふことになるのですか、ならぬのですか、総理大臣にお尋ねします。

○林(修)政府委員 これは先ほどから申しましたように、軍艦がそこにいふやうといふと、その海のところが日本の領海であり、日本の領域下であることは間違ひないわけでありまして。そういうところに対して攻撃があれば、まさに、これは日本の施政下にある領域に對する攻撃だ。その軍艦自身がいろいろな特権、免除を持つていふ結果とし

て、日本の施政権の行使が、たとえば、向かうの許可を得なければ警察権が及び得ないとかいふことはございませけれども、それは軍艦の持つ特権からくることでございまして、その軍艦のいる海の下が日本の施政下の領域でなくなる、こういう問題ではございせん。

○大賞委員 そんな三百的な言ひのがれば、あなたはよされたらいい。つまり、軍艦の中には、全面的施政権が及ばないのだ、及ばないといふことをあなたは言つていふ。そうすると、その全面的な施政権の及ばない軍艦が、かゝるに攻撃されたといふ場合に、第五条による施政下にある領域が武力攻撃を受けたといふことにならぬじゃないか、こゝいうのです。

○林(修)政府委員 軍艦自身が日本の施政下の外にあるとは言えないわけでありまして。日本の領海にある限り、日本の施政下にある領海の中にあるわけでありまして。ただ、軍艦はいろいろの特権が国際法的に認められておる。そういう特権、免除の結果として、たとえば、警察官が直ちにそこに入つて捜査ができないとか、そういうやうな問題はあるわけなんです。そういう意味においては、普通の日本の私人に對するものと同じように日本の権力が及び得ない、それはもうおっしゃる通りであります。そのために、その軍艦のいるところが日本の施政下からははずれるといふ問題ではないと私は思ひます。

○大賞委員 ところが岸総理は、施政下といふのは、全面的な施政権が及ぶところだ、こゝを答へておる。同様なことは、米大使館内も同様だと思ひます。米大使館内も、あなたは、やは

り完全なる施政権が行なわれないところだと思ふでしょう。これは制限されておるでしょう。

○林(修)政府委員 先ほどから条約局長がお答えいたしましたように、軍艦といえども、あるいは大使館の区域といえども、日本の施政下にある地域でございます。ただ、大使館の不可侵権あるいは大使その他の外交官の不可侵権、そういう問題から、あるいは軍艦の特権といふところから、たとえば、先ほど仰せられたように、日本の法令がそのままに普通の日本人に対するように行なわれ得ないという点がございます。しかし、それは、そういう不可侵権とか、特権からくる問題でありません。その領域が日本の施政下でなくなるといふ問題ではない。日本の全面的な施政下にあることは間違いないこととあります。

○大貫委員 そうすると、施政権といふものは何ですか。もう一度明確にしてみたい。施政権といふのはわからぬじゃないですか。特権からくる除外とか何とかおっしゃられるのですけれども、完全なる日本の行政権なり司法権なりが制限されるじゃないですか。第一、入れないでしよう。施政下にあるといふことは、何を言うのですか。施政権の行なわれるところでしょうか。完全なる施政権の行なわれるところが施政下にある領域でしよう。そうじゃないのですか。

○高橋(通)政府委員 先ほどから申し上げておるところかと思いますが、完全な施政が法律上行なわれているわけでありまして、それが、国際法上または国際関係の約束によりまして制限されておる。特定の問題については、たと

えば、税金の免除でありますとか、不可侵権であるとか、これは国際慣行によつて免除されているわけでありまして、そういうように免除されているからといって、その地域が、先ほど申し上げましたように外国であるというふうには、だれも観念していないわけでありまして、やはり日本の施政のもとにある区域である、こういうふうに考へております。

○大貫委員 私は、何も外国だなんて言つておるわけじゃない。日本の領土内にあるのですから、そんなことは明白なことだ。ただ、いろいろ外交上の、たとえば慣例とか、特権とか、いろいろあるでしょうが、いずれにせよ、現実の日本の施政権といふものは制限されておることは事実でしよう。完全な施政権が行なわれないでし

う。制限されておるでしよう。そうすると、岸総理大臣がこの前答弁された、完全なる施政権が行なわれておる地域じゃないじゃないですか。どうです。

○林(修)政府委員 これは、どうも何回もお言葉を返すようになりますけれども、先ほどから申し上げましたように、大使館の区域あるいは軍艦の区域といえども、日本の施政権の及ぶ区域であります。ただ、特権を持ち、不可侵権を持つ関係で、たとえば、普通の日本の私人に対するような捜査ができない、あるいはそれを逮捕するにつてはいろいろな許可が要するという問題があります。そういう点は不可侵権、特権等からくるわけでありまして、それが、その領域に日本の施政権が全面的に行なわれてないということにはならないと私は思います。

○大貫委員 じゃ、一体施政権といふのは何を言うのですか。これは一つ総理大臣から御答弁を……。

○林(修)政府委員 この点は、先ほど条約局長がお答えいたしましたように、立法、司法、行政の権限が行なわれる地域、かように考えます。

○大貫委員 施政権は立法、司法、行政権だといふのですが、そうしますと、どうですか。米大使館内に日本の立法権は及ばないでしろう。行政権は及ばないでしろう。及びますか。司法権は及ばないでしろう。裁判はできないじゃないですか。軍艦の上にあるアメリカの兵隊を裁判することはできないでしろう。施政権は及ばぬじゃないですか。

○林(修)政府委員 従つて、先ほどから申し上げております通りに、軍艦の特権、あるいは外交官、あるいは在外公館の特権、不可侵権、こういう問題からくるわけでございます。そういう特権のある軍艦を、許可して入港を認めておる、あるいはそういう外国と大使、公使の交換をしている、こういうのは、まさに、日本の施政権に基づいてやつておるわけでございます。そういうことに基いて入つてきたものに對して、国際法上いろいろな特権がある。その特権がある結果、普通の私人に對して同じような日本の行政権が及び得ない、あるいは司法権が及び得ない点があります。ありますけれども、これは、それなるがゆゑに、その領域が日本の施政権からははずれる、こういう問題ではないと私は思ひます。

○大貫委員 だから、外交上の特権なり不可侵権なり、そういうことによつて日本の完全なる施政権が制限されるのでしろう。行政権も制限される。特権だ特権だといふ裏を返せば、これは日本の行政権の制限になるわけだ。それでしろう。司法権に對しても制限なんだ。制限されるから司法権が及ばない、行政権が及ばない。それが当然じゃないですか。そうすると、これは完全なる施政権が行なわれている領域にはならぬじゃないですか。

○林(修)政府委員 これは先ほどから申し上げておるところで私は尽きるところでございますが、総理が仰せられた、いわゆる施政権が全面的に及ぶ区域、そういう意味も、そういう大使館の区域とか、あるいは軍艦のものを除く趣旨でおっしゃつたわけではないと私は思ひます。そういう日本の施政権が及ぶべき区域、こういうことについて、特権がある結果、実際の権限については、これの行使は普通の日本人に對すると同じにはできない。こういうことがあつて、施政権の全面的に及ぶ得る区域、こう考へておつたものと私は心得ております。

○大貫委員 幾ら繰り返しても、どうもあなたは私の言うことがわからぬやうだ。故意にわからぬ答弁をしてい

る。それでは、日本の国内にある米軍の基地はどうですか。米軍基地は、完全なる施政権が、これも行なわれてないでしろう。

○林(修)政府委員 これについても、もちろん行なわれております。施設・区域として、向こうに、日本が日本の権限に基づいて、あるいは条約に基づいて手立てあるわけです。使用を認め

たわけでありまして、これに對しても、もちろん日本の施政権は及んでおるわけでありまして、ただ、そこに在る外国軍隊あるいは外国の軍人、そういうものの特殊性から、いろいろの特権があるわけでございます。これは従来の行政協定あるいは地位協定に必ずしも明文がなくとも、いわゆる軍隊の特権、こういうものがあるわけでございます。日本の法令が、そういう意味において軍隊とか軍人とかにそのまま及び得ない点がございます。しかし、施設・区域が日本の施政権からははずれる、こういう問題ではないと私は思ひます。

○大貫委員 何べん言つても、あなたは本筋に触れないのだけれども、いずれにしろ、日本の施政権、あなたの言う立法権も司法権も行政権も、たとえば、米軍基地内にはそのまま適用されないでしろう。及ばないでしろう。及ばないといふことは、日本の施政権を与へたにしろ、何にしろ、とにかく制限されておるでしろう。完全なる施政権が及ばぬ地域でしろう。それは及ばないでしろう。どうなんですか。その場合においては、第五条の施政下にある領域とは言えないじゃないですか。

○林(修)政府委員 その施設・区域に對して、地域的に日本の行政権、司法権、立法権が制限されているわけではございません。これは軍隊とか軍人と

か、そういうものに着眼してのいろいろの特権はございます。それからまた、そういう意味において、施設・区域について、軍隊がおりますから、たとえば行政協定十七条で、米国の警察権もそこに行なわれますけれども、しかし、そういうことだからとい

ま

て、施設・区域に対して日本の立法権が及ばない、司法権が及ばない、あるいは行政権が及ばないという問題ではないわけであり、そこにいる日本人等に対して完全に日本の司法権は及んでおるわけであり、これはその軍隊なり軍人、軍属の、いわゆる国際法的な、あるいは行政協定に基づきます特権からいろいろ制約はあるわけであり、これはそういう特権からくるものであります。人的な特権でございまして、地域的に、それが日本の施政権の範囲外にある地域、こういうことではないと思ひます。

○大貫委員 私は、何も施政権の範囲外にあるなんて言つていやしないのでしょ。完全なる施政権が及ばないのじゃないかというのを繰り返していいです。完全なる施政権が及ばないでしよ。施政権の中で及ぶものもあるでしよ、しかし、完全には及ばぬじゃないですか。それなら、たとえば日本人があの基地内を自由に歩けますか。日本の警察が自由にあの中で犯罪捜査ができますか。税金をかけることができますか。一たびあの基地内に入れば、アメリカの支配に服さなくてはならぬのが現状でしよ。そうしますと、少なくとも、基地の内部における完全なる日本の施政権というものは行なわれないというのが現状ではないですか。これは岸総理大臣、あなたはこの見解を、この前竹谷委員に対して、どう答えておるのだから、一応お答え願ひます。

○岸総務大臣 この前の竹谷委員の質問に対して私がお答えを申し上げましたことは、施政権の一部が——たしか、あれは戸籍の問題について、沖縄

の、もしも戸籍に關する権利がこつちに渡されたらどうなんだ、そうすると、沖縄は全部施政権下にある領土、領域として何がいくのか、こういう御質問に私は答えたつもりでございします。

そうではないに、やはり施政権下にある領土、領域ということとは、全面的な施政権ということを考えておる。もちろん、先ほどから御議論がありますように、ある地域に対して、あるいは外交官であるとか、あるいは軍隊であるとかいうようなことで特権を与えておる。全面的な施政権は及んでおるけれども、その一部について特権を与えておるといふような場合におきまして、私は、やはり觀念としては、全面的な施政権下にあつて、そして、特殊のものであるから、こつちからそういう特権が与えられておる。そういう結果、実際の施政権の行使について制約を受けることがありますけれども、それによつて日本の一般的な施政権下にある領域ということと矛盾するものでもないけれども、それを排除するものでもないというのが私の考え方でございます。

○大貫委員 それは非常におかしい話だと思ふ。これは、いすれにしろ、日本の施政権というものは制限されている。だから、完全なる施政権が行なわれる領域だと、もし總理のように御解釈になるならば、米軍基地は施政権下にあるとは言えないのじゃないかと私は思ふ。しかし、どうも、どこまでいっても同じことですから、進めます。

そこで、藤山外務大臣は、午前中に、米軍基地は租借地じゃない、こういうことをおつしやつておる。一体、租借地というのは、觀念としてどうい

うことを藤山外務大臣はお考えになつておるのですか。

○藤山國務大臣 租借地の法律的解釈につきましましては、条約局長から申し上げます。

○高橋(通)政府委員 昔ございしましたように、関東州の租借地であるとか、あるいは九十九年だとか、長期間外国に貸し付けまして、そしてその地域は、いわばほとんど擬装された割譲地域というふうにもいわれておるわけでございますが、その施政権その他は、現実には借りた国が行ない、貸した国は停止になつておる。こういう状況でございます。

○大貫委員 あなたの解釈は、法律を勉強なさつたらいいですぞ。租借地という觀念の中には、期間の問題は条件として入つておりませんよ。租借地というものは、要するに、領土権は持つておるけれども、いわゆる貸した国の統治権というの、施政権が及ぶ地域、これが租借地でしよ。期間が五十年とか六十年、百年、そんなのは觀念の中には入らぬはずなんです。租借地というものは、要するに、租貸国が租貸国の領土権は保有しておるけれども、その租借地内には、その国の統治権が及ばないというのが租借地じゃないでしよるか、どうですか。

○高橋(通)政府委員 その場合、期間が五年とか数年というものは、そのような構成でございしますからないのである。まして、九十九年だとか、百年だとか、ほとんど半ば無期限、永久にそういふふうな状態が現出されるのが通常でございします。

○大貫委員 通常だといつても、法律解釈としては、まるでなつちやいません。すべてあなたの言う租借地というのは、通常、法律的には政治的租借地といわれておるの、今お答えになつたものです。ところが、政治的じゃない、非政治的租借地、かりに法律学者はそう言つておられます。そう言つておるものもあるし、戰略的租借地と言つておるものもあります。要するに、軍事目的のために基地を設定するといふ場合には、租借地の觀念で法律学者は少なくともこれを解釈しておるのですが、どうですか。

○高橋(通)政府委員 やはり租借地になりますと、ただいま申し上げましたように、非常な長期間の問題でありまして、それから領土権は御指摘の通りでございます。貸した国が持つておりますが、借りた国が、全面的な統治権と申しますか、施政権と申しますか、それをそういう期間内に行なつておる、こういうのが、一般の租借地の特徴と申しますか、原則的な点であらうと考えます。

○大貫委員 ところが、法律学者が普通定義してゐるのは、——あなたの言うのは政治的租借地なんです。そうでない租借地があるはずですよ。つまり、領土権、統治権——もちろん領土権はある、租貸国が領土権を持つておる、しかし、統治権も租借国に委譲しなさい、当然租貸国が統治権まで持つておる、ただ一時使用を許しておるような、いわゆる基地ですね、こういう軍事基地のようなのは、その觀念に入るといふのが、今日法律学者の通説でございします。つまり、非政治的租借地、こう呼んでゐる学者もあります、あるいは戦

略的租借地と言つておる人もあります。いすれにしろ、軍隊なら軍隊の目的で一時使用を許すといふ場合には、租貸国の統治権は及ぶけれども、制限される、つまり、租借国に使用を許すその限度において、租貸国の統治権が制限される、そういうのを非政治的租借地、戰略的租借地と言つておる。どうですか、そういう觀念があるでしよ。

○高橋(通)政府委員 それは、そういうふうな学者のいろいろな觀念の分類をいたしまして、そういうことはあるいは言われることがあるかと考えます。ただ、今御指摘のように、一時使用を許すといふ場合に、貸した方の統治権が施行されるけれども、特定の場面に制限されているといふことでございします。そういうことは、ただいま申し上げましたように、一時使用を許す使用の必要上、協定により、あるいは國際慣習、國際法によつて特定の特権とか免除が与えられてゐる。しかし、貸した方の統治権と申しますか、それが原則的には及ぶのである、こういう場合は、租借地とは違ひ、こういうふうにかへて考えます。

○大貫委員 いすれにしても、日本の国土内にある米軍基地というのは、これは日本の完全なる施政権は行なわれない地域のはずなんです。これはどうなんですか。私はそう思ふ。政府はやっぱり完全なる施政権が行なわれない、こゝろ解釈なさるのですか。

○岸國務大臣 言葉の問題のように思ひます。いわゆる完全なる施政権が行なわれておるかどうとか、一切の施政権の内容が、何ら制限を受けずに、特権も与えずに完全に行なわれておるとい

うような意味において施政下にある領域といふことを言っているわけではございませんで、一般的に施政権が全面的に及ぶ地域、こういうことを言っている。施政権と考えられるところの、ごく一部のものがかりに沖縄において回復されても、この施政下にある領域といふことには決してならないわけでありませう。今おあげになつていろいろいろいろな事例の地域におきまして、今、大貫委員のお話のように、完全な、一切他の地域と同じように、日本の施政権が少しも制限をされずに行なわれているかという、あるいは大使館の館内であるとか、あるいは先ほどからあつておりました基地の中であるとか、あるいはまた、領海内にある軍艦の中に、他の、完全にわれわれの施政権が行なわれている地域と同じようにすべての施政権が施行できるかといふ、それはできないことは御指摘の通りであります。しかし、それだからといって、それでは日本の施政権を一般的に持つておられない地域である、その地域においては、この外国がこれにかつて施政権を持つていて、地域なり、あるいは区域であるといふふうに解釈すべきものではない。いろいろな慣例や国際法の取り扱いその他のことから、そういうふうな特権を与えられておる。その特権を与えられておる結果として、事実上、一般的に持つておる施政権の行使が制限を受けているのだ、こういうふうに私どもは解釈いたしております。

○大貫委員 それじゃ、質問をかえて、竹島は一体どうでしょう。竹島は日本の施政下にある領域でしうか、外務大臣。

○藤山國務大臣 竹島は日本の施政下にある領域でございませう。

○大貫委員 ところが、現実には、今韓国が支配しているのじゃないですか。

○藤山國務大臣 現実には、不法に占拠をされておるのが竹島の現状でございませう。

○大貫委員 私もそう思う。不法に占拠していると思うが、しかし、韓国政府はおそらくどうでしょう。韓国政府は、不法に占有しているとは決して彼らは言っていない。というの、要するに、竹島問題というものは、占領当時においてマッカーサーの地図の中に竹島が載つていなかったのではありません。そこで韓国は、これは韓国の領土だといふ難くせをつけるに至つたのじゃないですか。治革的に、歴史的に見れば、そうじゃないですか。韓国の主張は、そういうところにあるのではありません。

○藤山國務大臣 日本が歴史的に竹島を領有いたしておりますことは、これはもう当然のことでございます。日本は、過去の事実から見まして、疑う余地はないわけでございます。従つて、われわれ日本人としては、当然これは日本の施政下にある、こう存じておるわけでございます。

○大貫委員 われわれは、その通りでよろしい。われわれは、日本人として当然竹島はわが国の領土だと思つておる。ところが、現に、韓国政府は、不法占有かどうか知らぬが、占有している。そして韓国自身は、決して不法占有だと言つてないでしう。正当な領土だと彼らは主張しているんじゃないですか、どうですか。

○藤山國務大臣 韓国がいかにうまいましようとも、われわれとしては、今申し上げたところが正しいと思つております。

○大貫委員 米韓相互防衛条約の第三条の「それぞれの行政的管理の下にある領域」という中に、竹島は入つていないんじゃないですか、どうですか。

○藤山國務大臣 われわれの立場からいたしまして、そういう竹島のようなものが入つておるとは考えられないわけでございます。またアメリカも、今回の場合において、竹島が米韓条約の発効の対象地域になるとは承いたしておりませう。

○小澤委員長 この際、受田新吉君より関連質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 外務大臣のたゞいまの御答弁に関連して、お尋ねをしたいと思います。ありますが、竹島が、米韓条約における大韓民国の施政下でないといふことが、アメリカで保証されている何らかの文書があれば、お示しを願ひたいのです。

○藤山國務大臣 特段に文書はございませう。しかしながら、われわれはアメリカに対して、竹島の問題につきましては、過去においても不法に占拠された事実を述べております。今日まで、たとへば国際司法裁判所に提訴するやうな場合におきまして、これらの事実をアメリカに十分話をいたしておるのではありません。その過去におきまして、歴史的な話し合いの上に立ちまして、われわれは今日アメリカに対して、そういう日本の施政下にある領域といふことを主張しておるわけでございます。

○藤山國務大臣 同時に、しかしこれは現に国際紛争になっておりますから、従つて、米韓条約の適用地域にはならないのでございませう。

○受田委員 国際紛争の対象になつておる地域であるという意味においては、そういう理論からいふならば、日本の場合にも、これを施政下に入れることは間違ひではないですか。

○藤山國務大臣 歴史的に見まして、竹島は日本の固有の領土でございませう。日本がそれしたことを主張いたしますことは一向差しかねないことであつて、当然われわれは入れるべきだと考えております。

○受田委員 大韓民国と米国の相互援助条約に、韓国の施政下にあると韓国自身が提唱して、これを容認して、米韓条約が形の上で結ばれておるとなれば御判断ではありませうか。

○藤山國務大臣 米韓条約において、行政管理下という言葉が使われておるわけでございますが、この点につきましては、ただいま申し上げましたように、竹島についてはわれわれは歴史的な主張をいたしておるのであります。この問題は、現在韓国と日本との間の国際紛争の形をとつております。それで、米韓条約におきまして行政管理下といふのは、御承知の通り、韓国が二つの政府を持つておる、そういう意味におきまして、韓国の持つております行政管轄の地域という意味で、これが表現されておるのであります。特に竹島を対象にいたしたものでございませう。

○受田委員 韓国は竹島を除くという形で米韓相互援助条約が結ばれておるとはわれわれは想定しておりませう。

○藤山國務大臣 国際紛争になつておりますから、アメリカは、この問題について米韓条約の対象とはいはしておらぬといふことは申し上げられませう。

○受田委員 これに關係してあなたに、先般本委員会でも、また参議院の

従つて、韓国は竹島を領有する地域だとはつきり言明をし、日本はまた竹島を固有の領土だと主張して、すなわち、兩國ともこの地域を自国の領土だと主張した形で、紛争地域として、米韓条約が結ばれておるのではありませんか。そういう形の解釈ではないですか。

○藤山國務大臣 いろいろ紛争地域でございませうけれども、先ほど来申し上げておられますように、竹島が日本の固有の領土であるといふことにつきましては、歴史的な事実からいって、われわれは証明することが出来ます。また、過去におきます紛争の際の取り扱いにおきまして、アメリカ側とも十分歴史的に話し合いをいたしておるのでございませうから、その点についていささかも間違ひはないと私は存じております。

○受田委員 その話し合いは、韓国政府と米韓条約との間において了解事項になつておりますか、いかがですか。

○藤山國務大臣 韓国政府と米韓条約との間の了解事項になつておるのかい、これは存じておりませう。しかしながら、少なくとも米韓条約の発効の地域とは考えられておりませう。

○受田委員 あなたのお説によれば、米韓条約の掲げる韓国の施政下に竹島は入つていない、かように了解してよろしうございませうか、確認をしておきます。

○藤山國務大臣 国際紛争になつておりますから、アメリカは、この問題について米韓条約の対象とはいはしておらぬといふことは申し上げられませう。

○受田委員 これに關係してあなたに、先般本委員会でも、また参議院の

従つて、韓国は竹島を領有する地域だとはつきり言明をし、日本はまた竹島を固有の領土だと主張して、すなわち、兩國ともこの地域を自国の領土だと主張した形で、紛争地域として、米韓条約が結ばれておるのではありませんか。そういう形の解釈ではないですか。

○藤山國務大臣 いろいろ紛争地域でございませうけれども、先ほど来申し上げておられますように、竹島が日本の固有の領土であるといふことにつきましては、歴史的な事実からいって、われわれは証明することが出来ます。また、過去におきます紛争の際の取り扱いにおきまして、アメリカ側とも十分歴史的に話し合いをいたしておるのでございませうから、その点についていささかも間違ひはないと私は存じております。

○受田委員 その話し合いは、韓国政府と米韓条約との間において了解事項になつておりますか、いかがですか。

○藤山國務大臣 韓国政府と米韓条約との間の了解事項になつておるのかい、これは存じておりませう。しかしながら、少なくとも米韓条約の発効の地域とは考えられておりませう。

委員会でも、あなた御自身及び岸さんから御答弁になった中に、竹島を不法占拠しているような事態が再び繰り返される場合は、日本及びアメリカの共同防衛義務の発動の対象となると言われたことは、再確認させていただいてよろしくごさいいますか。

○藤山國務大臣 将来、竹島以外の日本の施政下にある島にあつた事象が起りましたときには、不法なる侵略でございいます。従つて、ただいま申し上げておる通りでございいます。

○愛田委員 竹島以外ですか。竹島のことをお尋ねしたときに、竹島に再びこういう事態が起つたらという意味の御発言であつたと私は了解しております。

○藤山國務大臣 竹島は、すでに現在八年間にわたる国際紛争になつておりまして、日本もこれを司法裁判所等に提訴したような申し出をしたこともございいます。従つて、国際紛争というものでありますから、できるだけ平和的に解決するのが望ましいことであり、またしなければならぬこととございいます。それを第三者の判断に待つか、あるいは国連等の機関によつて判断するかは別といたしまして、そういう紛争の平和的解決——先般申し上げましたのは、竹島に起つたと同じようなことが他の場合に起つた場合には、やはり第五条の適用が起り得る事件であるというのを申し上げたのでございいます。

○愛田委員 私は、そのお答えは少しわれわれの質問からそれていると思うのです。竹島を現在不法占拠している人々が、一応韓国へ引き返した、その後において再びこれを不法侵略すると

いうような場合を、あなたが示しておられるものかと思つたのでございいます。これはいかがですか。

○藤山國務大臣 ちやうど、今竹島を占拠している韓国が一べんすっかり引き下がつてしまひまして、新しくまた竹島にやつてくるということでありましたら、引き下がつたこと自体は、国際紛争が解決したこととございいます。そうして今度新しい事態として同じことが起れば、当然われわれは不当な侵略として、そのときに考えざるを得ないのでございいます。

○愛田委員 そうすれば、竹島の場合も含むわけですね。そうしてその場合は、竹島にもう一つ考えられる場合は、現在の不法占拠している人々から、こちらから漁船とかあるいは調査などに行つたときに、不法の攻撃を受けるという場合、これはいかなることになりますか。

○藤山國務大臣 その場合に、正当防衛をやりますことは、その人たちの当然なすべきことであらうと思つたのでありまして、そういう意味における行動でございいます。われわれは、あくまでも八年間の経緯でもつて、この紛争を平和的に解決するというのをいたしておるのをごさいいますから、そういう意味においてわれわれは今考えておるというのを先ほど来申し上げておるわけにございいます。

○愛田委員 この問題は、あらためてまたお尋ねすることにして、御検討を願つておく課題に残しておきます。

○大重委員 沖繩の問題でお尋ねいたします。前回、わが党の竹谷委員から、沖繩の問題については、岸総理にいろいろお尋ねをいたしました。沖繩

については、領土権は日本は放棄してない、潜在主権がある、こういうことは間違いない事実だと思つたのです。そこで、アメリカの施政下に現在ある、こういうのが沖繩の現状だと思つたのですが、かりにアメリカが施政権を一方的に日本に返還するといふような事態の起つた場合には、これはアメリカの一方的意思表示で、日本の施政権は完全に回復することになるのでしょうか。これを総理大臣にお尋ねいたします。

○岸國務大臣 觀念としては、私は、アメリカが施政権を放棄すれば、当然日本に復帰するものと考へます。ただ、奄美大島等の事例を見ましても、いろいろな処理の問題がありまして、おそろく協定が何かによつてこれが返還されるという形をとるだらうと思ひますが、觀念としては、アメリカが放棄すれば、当然日本に復帰するものと私は考へます。

○大重委員 そこに、私は、この第五条というの、おそろべき内容を持つておると思ふ。現在日本の施政下にある領域に対して武力攻撃を受けた場合に、第五条が発動されるわけですが、かりにアメリカが日本を沖繩の紛争にまで介入させようとするれば、沖繩に危機が到来した場合に、沖繩における施政権を放棄するといふ通告だけで、自動的に沖繩が日本の施政下に入るにやありませんか。どうなります。そうすると、沖繩に対して武力攻撃を受けた場合には、当然この五条によつて米軍と行動をとらなければならぬと思ひますが、その点間違ひないでしようね。

○岸國務大臣 今お話しのように、私どもは、沖繩における施政権を一日も早く日本に返してやりたいといふことをアメリカに要求もしております。し、それがわれわれ日本国民の念願であると思ひます。従つて、放棄してこれが日本に復帰するといふことであるならば、これはわれわれの完全なる日本として、また日本人の一切のことに責任を持つのが、日本国の当然のことであると思ひます。

○大重委員 ちやうど当然のことです。当然のことですが、非常にあふない事態になつて、沖繩を中心として、極東の問題について非常にあふなくなる。要するに、日本の安全には関係なく、たとへば沖繩を中心として非常に危険な状態が出てきた。その場合に、日本をして戦争に参加させようとするれば、そういう危険な状態になつてから、アメリカが世界に向かつて沖繩の施政権を放棄したということになると、自動的にそれが日本の施政下に入ることになつて、そこで沖繩を中心としてや

はり戦争に巻き込まれるという結果になると思ふのです。これは大へんなことになると思ふのですが、どうですか。

○岸國務大臣 さつきもお答え申し上げました通り、沖繩における施政権を放棄すれば、完全な日本のものになるわけでありまして、そうでなくとも、われわれは、あそこにいる人々は日本人だといふ同胞の意識でおるわけでありまして、ただ、施政権を持たないから、かりに沖繩が武力攻撃を受けても、これは米軍によつてその安全とそこの秩序、治安を守つてもらう以外はないのであります。しかし、これを米軍が放

棄したからといって、それではわれわれも戦争に引きずられる危険があるから、そこを何もしない、そして米軍も、それに対して施政権を放棄した以上はしない、われわれもそれを見殺しにするなんていうことは、これは私は民族としてどういふことだと思ひます。(拍手)

○大重委員 自民党の諸君は手はたきをされたが、私は、平和のうちに沖繩の施政権を日本に返還するといふのは、問題ないのです。ところが、たとへば米華条約を考へましよう。これは日本の安全には何の関係もないといふ米華条約、その米華条約の発動に基づいて、たとへば金門、馬祖に非常な紛糾が起き、沖繩の基地からアメリカ軍が中国本土を攻撃した場合、そうすると、中国から必ず沖繩は報復攻撃を受けるでしよう。その場合に、アメリカが日本をして守らせようとするれば、日本の安全には関係ないけれども、施政権を放棄したと言つて日本を戦争に引ずり込めるのです。そういうことはあつておるのです。そういうことはあつておるのです。どうです。この点からいけば、どうなるでしよう。

○岸國務大臣 私は、實際問題として、そういうことがあり得るとは思ひませんが、觀念の問題であつて、そんなことがあり得るとは思ひません。むしろわれわれとしては、もしもそういうことがあつた場合において、日本国政府として、沖繩の平和と安全のためには、国をあげてこれを防衛するといふことを言うことが、私ども民族の確信であると思ひます。

○大重委員 それだから、私は問題だと思ふ。そこで、そういうことはあり

得ないと言いが、現にあつたじゃないですか。一九五八年、あの金門、馬祖両島をめぐって、非常な戦争の危機が到来しておつたわけですね。幸いにして戦争にならなかつたからよろしいけれども、あのようないことが再び起こらないとは、何の保証もないでしょう。そうしますと、結局今申し上げましたように、この米華条約の発動として、アメリカが日本の安全に何の關係もなく、中国と戦争を開いた、中国から攻撃を受ける、苦しまされに、そういう事態になつてから日本に防衛させる。そんなことはそれこそ玉碎です。ちやうどあの東亞戦争の玉碎と同じだ。そういう役割を再び日本国民にさせるという、そういう危険を、この第五号は含んでおると私は思う。つまり、そういう苦しくなつた場合に、施政権をいきなり放棄する、日本が自動的に施政権を回復する、そして日本が自動してそれを守らなくてはならぬ、そういう結果になるでしょう、どうですか。

○岸國務大臣 米華あるいは米韓条約等の条約から見ると、施政権を日本に返しますれば、これらの条約地域からは除かれるわけでありまして、アメリカが何らの権限を持たぬ地域でありますから、完全に日本の国として、従つて、いわゆる米韓、米華等の条約からこの沖縄を中心に連鎖作用が起つてくるといふことは、向こうの条約から除かれるわけですから、これはあり得ないことである。今お話しのような事態が起きた場合に——これは質問者と答弁する人が逆なことを言つてもいけないでしょうが、しかし、大貫委員は、そういうときにどうすればいい

というお考えで御質問になつたのか。私どもがさつきから明瞭に申し上げておることは、そういう場合に於いては、日本政府が、日本国が、沖縄の安全と平和を守るために全力を尽くす、これはわれわれの当然の義務であるといふことを申し上げておるのであります。それが大へんだから、それはやつちやいかぬというふうな御議論のようでごさいます。それは私も、沖縄をそういう場合に見捨てるといふような結果になるのであつて、われわれとしては、とうていそういう考えに返しては、もちろん、沖縄の施政権を返してもよろしいのは、なるべく平和的な状態において返してやらうことがわれわれは望ましい。しかしながら、そういう場合に、危険であるから、なによりはわれわれは施政権を引き受けない、われわれは知らないのだ、そんな不人情なこととはとうていできるものじゃないと私は思います。

○大貫委員 それは岸總理は大へんなことを言つておるのですが、引き受けないとかんとかいふのじゃないのですよ。日本の当然の領土ですから、一日も早く沖縄の施政権を回復するといふ熱意において、われわれも変わるものじゃない。ないけれども、いよいよあふなくなつて、アメリカ自身もほんとうにどうにもならなくなつた場合に、日本を引き合ひに出して玉碎をさせられるような事態になるのじゃないか。そういう場合に一体どう考えるか。それは沖縄を守るために、日本が焦土になつてしまふかもしれない。日本の一億近い国民が、これによつて戦争に巻き込まれて、焦土になつてしまふかもしれない。全滅してしまふかも

しれない。そういう事態を憂えるから、私はお尋ねしておるのです。○岸國務大臣 どういう事態でありましようとも、かりに平和なうちに沖縄を返されて、そうして沖縄が攻撃された場合と同じように、私どもは、沖縄の運命については強い民族的な関心を持つておりました。いかなる場合においても、われわれは、沖縄が完全に復帰する——それが平和な時代に返してやらうことが一番望ましいことは、言うを待ちません。しかし、そういう危険な場合におきまして、われわれは施政権を返してやらう、完全な日本国として、日本自身がこれを防衛するといふことは、私は当然だと思ひます。○小澤委員 この際、堤ツルヨ君から関連質問の申し出が有りますから、これを許します。堤ツルヨ君。

○堤(ツ)委員 私は、總理にも一つよく聞かしていただきたいと思ひます。それから聞いていたらしいやうな自民党の議員の中には誤解があるやうであります。私が、わが党の思想も織り込みながら、お伺いしたいと思ひます。(よけいなことを言うな)と呼び、その他発言する者あり。それならば、黙つて聞いていらつしやう。今度質問のときに、自民党の沖縄問題に対する見解を聞かせていただいたい。いいわけでごさいますから、そういうふうに御了承いただきます。

とということになりますと、これは何も沖縄の人を見捨て、日本の領土を捨てておいて、これの防衛に當つてはいいけないとは私たちが言つておらぬ。これは当然やらなければならぬ。自民党の天下であらうと何党の天下であらうと、やらなければならぬことには、總理の御答弁と少しも変わらぬ。よろしゅうございますか。少しも変わらぬ。ところが、これはやらなければならぬのだけれども、米華の問題でなしに、日本の本土の安全のため、沖縄をむしろ助けるというよりも、私たちが防衛しなければならぬ場合が起つてくる。こういうことに自動的になると思ふのです。そうしたときに、私たちはアメリカとの安全保障条約に従つて、事前協議の対象になるか何かわかりませんが、共同防衛を沖縄に對してやらなければならぬという現実が生まれてきますが、それをどうお考えになりますか。

○岸國務大臣 それは施政権を放棄しましても、アメリカはこの日米安保条約によりまして、今度は日本の施政下にある領土になる、それが武力攻撃されるわけでありまして、その施政権を放棄したことによつて、アメリカが防衛の第五号の義務を免れるという問題じゃございせん。これはアメリカがやはり義務を負わなければならぬことは当然でございます。○堤(ツ)委員 よくわかるのです。どちらの場合の施政下にあつたとしても、アメリカ、日本が共同防衛をしなければならぬ問題です。しかし、これは今の条約の場合には、日本の施政下に入らないという見解のもとに、たとえば内乱の場合とか、日本のあらゆる範圍

を考へるときに、沖縄というものを除外して考へていらつしやるでしょう。ところが、今度政治的に沖縄の置かれる場所が変わつてくるわけですね。そうでしょう。そういう変更のあつたときには、これは今結ぶ安保条約の現狀における沖縄と、アメリカが施政権を放棄して、日本に自動的に施政権を返したときの沖縄の処置の問題とは、日本側からいへば、変わつてくるわけですが、それを認めになりますか。

○岸國務大臣 それは日本側から見まして、日本が現在施政権を持たない領域であるが、施政権を持つ、完全に施政下にある領域、こういうふうに変つてくると思ひます。○堤(ツ)委員 そうすると、今は沖縄の問題を除外するといつてゐる。そして今度は日本の施政下に入つてしまふたら、これは変わつてくるわけですか。沖縄を中心としての日本の安保条約に臨む態度といふものが変わつてくるはずなんです。ですから、そこに、きわどいごさの最中に、この安保条約の一つの盲点になつておる沖縄といふところに、局部的に問題が起つたときに、どうするかといふことを私たちが心配して、尋ねておるわけですね。しかも、この沖縄といふのは、日本に返さないという觀念のもとに、アメリカがアメリカの極東軍事作戦のうち最も心臓部として、これを握つて放さないわけですね。この握つて放さない沖縄といふものを、日本の場合これを除外して条約を結ぶといふことは、大へんな片手落ちじゃないですか。そこをどうお考えですか。

○岸國務大臣 合意議事録にも、沖縄に關するものをきめておりますが、要す

るに、日本はここに潜在主権を持っており、従って、一日も早く施政権を返してもらうというかねての考え方を、われわれはずっと持続して持つておるわけでありませう。しかし、ここにおいてはアメリカが完全に施政権を持つておる地域でありますから、ここにおいてはもしも危険が生じた場合に、直接にわれわれがその防衛に当たるといふわけにはいかないと思ひます。しかしながら、この安全と住民の福祉のためには、日本政府としてはできるだけのことをする。また、これに対してアメリカは、その防衛についてはアメリカが責任を持つてやるが、また、日本政府と協力して、そういう住民の福祉のことを考えるというふうな意味の合意議事録を作つておりますが、この施政下にある領域と、こう書いてありますから、今は施政下にならないうけであります。他日この沖繩が施政下に入れば、当然条約の解釈として、五条の施政下にある領域、こういうことになることをわれわれは実は予想しておるわけでありませう。そしてそれが一日も早く平和的に返されることを望んでおる。しかし、それができないが、今お話をしような場合に放棄されるならば、これは当然潜在主権を持つておる日本に一切の施政権が返つてくる。そうすれば、施政下にある領域として、われわれが日本の他の本州、九州と同じように自衛すべき地域である。ただ、ここに武力攻撃があれば、日本も自衛権の発動としてこれを防衛すると同時に、アメリカはこの条約上の義務として、共同防衛すべき義務がある、こういうふうな解釈しております。

○堤(ツ)委員 日本の図からいへば、沖繩は施政権の届かないところであるから、日本の自衛隊が、アメリカ軍と行動をとるにせよ沖繩まで出かけていくことができない。従つて、これを合法化するために、アメリカがいざこざの最中に沖繩を捨てて、日本の自衛隊の海外派兵が実質的に沖繩に行なわれようとして持つていく手が、アメリカ側にあるわけだ。これはどうですか。

○岸国務大臣 沖繩の施政権をどういふ場合に放棄されまして、おそろくそうなる、これは一つの例であります。沖繩県といふものができると思ひます。そうすれば、鹿児島が武力攻撃を受けたと同じように、自衛隊が当然これを自衛権の発動として守らなければならぬといふことは、私も考えております。

○堤(ツ)委員 おのおの憲法に基づいてということがあつたてありますから、日本の憲法では行けないところの沖繩に、日本の憲法で行けるように、自衛隊を、日本の兵隊をうまく使わなければならない、いざこざの最中に施政権を日本に返すといふことは、絶対にあり得る。これは今までの戦争の始まりといふものを見てみたらわかる。どこかの国境でいざこざが起つた場合に、自分の方は正しくて、向うの方が悪いのだといふことはかなりあります。北からいへば南が悪い、南からいへば北が悪いといふて、原因がうやむやになつてしまふ。それと同じような手が使われないといふ保証は絶対にないものであります。もしもそういうことを頭に置いていないならば、まことにおめたいか、頭の中に置いておられる

ならば、ごまかしておるといふこととごまかして、私は受田委員に閣連質問を譲りますが、また私の質問のときに残しておきます。

○岸国務大臣 せっかくの御質問ですから、お答えいたします。先ほど堤委員の御議論のうちに、沖繩といふものが、これはそうであるかどうか疑問でございませうけれども、アメリカの極東戦略の中心の地域であつて、これをしっかり握つておることが、極東戦略の上から重要な地域のようにお話しになつております。そういういふ、それをそうやすやすと放さないといふのが実質上の問題。それから、これをかきに施政権を放棄しても、アメリカが沖繩を防衛する義務は安保条約には載つてゐるわけでありまして、自分たちが逃げて自衛隊だけにまかすといふようなことはできないのであります。それからまた、はなはだ残念であります。今、日本の自衛隊の力からいって、アメリカが非常に高くこれを評価しておつて、これが来て助けてくれないのは困るというふうな事態に実はないのです。従つて、今のお話は、私は、理論の問題であつて、実際問題としてはあり得ないと思ひます。私どもは、理論の問題としては、完全に日本国に復帰するといふことは、いかなる状態においても歓迎するものであるといふ考えを貫きたいと思ひます。

○堤(ツ)委員 もう一つ、それはいかなる場合においても日本の政府が責任を持つて守らなければならぬことは、異議なしであります。ただし、私が申し上げるのは、日本国の憲法というものをアメリカから見るときに、日本国憲法内におけるところの、制約された

自衛隊の行動範囲といふものがございませうから、従つて、日本国憲法違反でないといふところの、日本に筋を通させてやらなければならぬ場合が生じたときには、アメリカは沖繩をいざこざの最中に返して、日本の自衛隊が施政、支配下にある沖繩に出ることは憲法違反でないという理屈を、日本の政府をしてつけさしめるところの理由をこしらえてやる。それからもう一つは、原子戦争などといふ大きな戦争はあり得ないでございませうから、いづれ局部的なものでございませう。この局部的なものをおさめるのには、日本の自衛隊を使つて、日本人の血を流させた方が、便利であり、得であるといふことが、アメリカの観念であるといふことは、忘れてはいけなかつたと思ひます。この辺に沖繩の問題があるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○小澤委員長 受田新吉君より閣連質問の申し出がございませうから、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 岸さん、私、今大貫君、堤さんの質問で総理がお答えになられたことの中に、はなはだ危険な観念がひそんでゐることを心配してゐるのであります。それは沖繩から米軍が撤退をして、なお艦土作戦で、施政権が返つた日本の自衛隊がこれを守るといふこの考え方には、非常に問題がある。米軍が沖繩から撤退をする場合は、おそろく日本の基地におる米軍も撤退をして、日本の自衛隊だけがこの国土で防衛の任務に当たるといふ事実上の問題が、私は起こつてくると思ひます。こういう場合に、私がきのうお尋ねした問題が関連してくるわけだ。米軍とあ

までも共同作戦をとつて、武力攻撃がとどまらない限りは、日本の自衛隊の防衛的な共同防衛作戦は停止しないのだといふ御発言があつたわけだ。従つて、たといふいかなる不正な攻撃であつても、日本の国土が焦土と化する事態が起るといふときには、米軍は後方へ退いて、ただ単に優秀な兵器をもつて攻撃をするだけで、戦争をやめない。日本は国内を焦土と化して、九千万総死滅するといふような段階にまで戦わされておるときに、日本が単独講和をして、たといふ不正な攻撃であらうとも、日本の尊い生命を守るために、このあたりで適当に講和をした、戦いをやめたいといふ事態を、私は考えていかなければならぬと思ひます。この点においては、米軍とあ

くまでも共同作戦をとるといふ観念は——米軍が沖繩を捨て、日本本土を捨てて後退をしたときには、日本の自衛隊は第一戦で苦勞するといふような、そういう形の観念は、はなはだ危険であつて、戦争の開戦の責任者になられたけれども、戦争を終る責任者になられた岸さんとしては、十分ことを考へて、そういう場合に日本だけが単独講和をするといふ、そういう方式も考へて、そして一億総死滅など大東亜戦争をやつて、とことんまでいくおそれがあつたのを、天皇陛下の命令一本でこれを停止した日本の歴史も考へられて、日本の単独講和といふ事態も十分検討すべきだと思ひます。いかがですか。

○岸国務大臣 第一の前段として、アメリカが、今回の安保条約におきまして、日本が武力攻撃を受けた場合に、日本の国土を防衛する義務を明らかに

規定したということ、この条約を守るということから申しますと、今御議論の前提のようなことは、私はあり得ないと思います。しかし、もちろん、日本がいかなる場合においても、日本の施政下にある領土が武力攻撃をされておる、アメリカと最後まで共同作戦をしなければならぬということとは、何も規定してありません。アメリカはアメリカとして、日本に対する武力攻撃を排除するために、必要な行動をとるということ宣言しておりますし、また、日本は、当然日本の自衛権として、国土を守るということを考えているわけであります。もちろん、この前の戦争の時代とは違ひまして、国連の問題もございまして、また、われわれはあくまでも戦争を避けようという念で、これは国民の考え方もそれに徹しているわけございまして、一日も早くその兵火がおさまることを望むことは、もちろんのことであります。私は、そういう意味において、たゞい武力攻撃をし、実力行使をしてこれを排除するけれども、たゞお互いに撃ち合っているばかりを続けていくというのが、われわれの政治的の行動じゃありません。ただ、法律の解釈として、自衛権というものはどういふものであるかという議論から申しますれば、そういう武力攻撃がある限りは、武力を持つてこれに対抗して、これを排除するというのが、自衛権の本質であり、また、第五条で約束しているアメリカの責任であります。しかしながら、その場合において、外交上どういふなにとるか、あるいはわれわれが国の運命を考え、民族の運命を考え、どういふ処置をとるかということ

は、もちろん、われわれとして自主的に考えていかなければならぬ問題でありますから、決してアメリカと運命を共同にして、最後まで日本が滅亡するまで武力行使しなければならぬというようなことは、絶対に考えておりません。

○受田委員 岸さん、私は、今あなたのお言葉で、やや納得せざるを得ない点があるのですが、しかし、あなたの言われるように、日本が単独に講和をし、戦争をやめることができるという規定は、新条約に書いてないわけです。これはどういふ方法で——今申し上げたような事態に日本が遭遇して、日本が九千万総死滅というやうな段階になった場合に、たゞ不正な攻撃でも、日本の残された人命を守るために、講和をしたい、停戦をしたいという気持を表わす方法は、この新条約のどこでどういふ措置をとればよいのでしう。

○藤山國務大臣 どうも受田委員のお話を伺っておりますと、第二次世界大戦後に国際連合ができて、そうしてこの戦争に対する処置をするということ、全然念頭に置かないでの御議論ではないかと思ふのであります。武力攻撃がありましたときに、それを排除する行動をとりましたときには、直ちに国連の安保理事会に、きのうも申し上げましたように、通知をいたすわけでありまして、安保理事会は即刻に、これはスタンディング・コミティでありますから、何時間の余裕を持たずして開くのであります。また、それが決まるといふときは、総会は二十四時間以内に開くことに慣例でなっております。従つて、それがいろいろな処

置をとつて平和を維持するやうな方法をとるわけございまして。その場合には、あるいは国連軍を出す場合もございまして、あるいは国連総会、あるいは安保理事会が決議をいたしました場合は、やむを得ないです。でありますから、無制限にそういう状態が続いていく、しかも、全然国連も何も放置されて、そうして何か侵略してきた国と、日本なりアメリカとがそこで無制限に戦争をしていくという状態は、今日の国際連合のできた場合におきましては想定されないのであります。まして、以前のやうなことを想定されるから、今お話しのようなことが起きてくると、従つて、われわれは、条約に国際連合憲章を順守して参るというところをうたつておるわけでありまして、そういう点から見まして、私は今のやうな御心配は全然ないと思つております。

○受田委員 あなたは非常に安易な気持ちで御答弁されておるのですが、第五條の後段の規定は、お説の通り、国際連合の機関でこれを処理する規定が書いてあるのです。しかしながら、二十四時間にしても、六時間にしても、その時間的な余裕も許されないやうな段階でこれからの戦いが展開される、攻撃が加えられるという情勢であること、あなたはよく御存じのはずなんです。そういう場合のことを考えて、国連の措置を待つ前に、そういう事態が起り得る可能性があるじゃありませんか。そういう場合のことを考えて、今岸総理にお尋ねしているわけなんです。従つて、総理御自身で御答弁になつたやうに、そういう措置をとるのとまがないうやうな最近の近代戦における様相から見ても、そういう場合には、日本

は総死滅をする、そういう手を打つべきでなくして、事前に適當な単独講和でもやりたいと今総理はお答へになつた、そういうことに私は了解をしておつたわけなんです。

もう一つ、自衛隊法七十六條の規定に、一たび出動した自衛隊に対して国会の不承認という場合には、当然この自衛隊の出動を停止し、撤退しなければならぬという規定がある。国内法を憲法上の手続と規定ということ、あなたは条約で約束して歸られておるのでもございまして、そういう意味の場合も起り得るわけですね。その総理御自身の命令で停止させる場合と、国会で出動不承認でこれをやめさせる場合と、二通りある。その場合に、総理は、国会の不承認の場合には、これをやむを得ないと思ひますか、これをやむを得ないと思ひますか、総理御自身で防衛出動を停止させ、共同作戦行動から日本が離脱する場合をどうされるかということ、もう一度総理御自身にお答へをお願いしたい。

○岸國務大臣 私は、日本が武力攻撃を受けている限りは、自衛権の発動として、実力行使をしてこれを排除するという手段をとり得ると思ふ。もちろん、事態はいろいろな事態がありまして、ただその自衛権の法律解釈だけでも問題と処理するということではなく、政治的にそれだけが能でないことはよく承知いたしております。しかし、事態を、どういふ場合にどういふふうにするのかというやうなことを想定してすることは、私は当然だと思ひます。ただ、何か武力攻撃があつたならば——そういう意味じゃなかりと思ひますけれども、何かそういう、將來が非常にこわいから、まだひどい攻撃が起らぬうちに、すぐ手をあげてしまふ、降伏してしまふというやうなことは、私どもはその觀念には承服できないと思ひます。

○受田委員 私は、戦争を始めることはだれでもできるが、戦いを終結することは非常に困難であることを、あなた御自身も大東亜戦争でよく體驗しておられると思ひます。そういうことでありますけれども、米軍と共同作戦行動をとる限りにおいて、米軍は強大なる兵力を持つておるのであるし、また、日本の領土の基地から適當に撤退する道もある。そのときに、残された日本の自衛隊、日本国民といふものが、あくまでも焦土作戦でやらなければならぬやうな事態が、たゞい安保とか、国連の機関がいかにあるといつても、そういうものの処置を待つ機会がない、時間がないというやうな場合の危惧があるわけなんです。そういうことも考えて、適當に停戦をする措置が、この条約で何らかの形で認められることになつてゐるのかどうか。全米相互援助条約でも、国内的に、アメリカの内部的に、適當に、国連の措置を待つ前に措置ができるやうになつてゐる。そういうやうな方法で何らかの措置ができるのではないか。自衛隊法の発動による防衛出動を、国会の不承認でこれを撤退する。それはもうあなたにはおわかりいただけと思ふ。その方はいいですね。それとも一つ一つの判断は、今あなたの言われるやうに、条約で規定はしてないが、適當な措置がとれるのだという形で了解していいのですか。

○岸國務大臣 国会が不承認の場合には、出動を命じておりまして、これを終結して、出動をやめなければならぬことは、これは当然であります。それからまた、武力攻撃があった場合におきまして、先ほど来申し上げているように、事態いかんによりましてこちらの武力行使をやめるということも、これは何にも現実はありませんけれども、これをやめては、いかぬということも、また逆にそういう規定もないのであります。それは一國の運命に關するやうな、民族の運命に關するやうなものを、その國が自主的に判斷して適當の措置をとることは、これは當然のことでありまして、いかなる場合においても、一たび始まつたら國土を焦土とし、九千万全部が全滅しなければならぬといふことは、私どもは絶対に考へておりません。

○受田委員 閣連が長くなつたから、これで終わりますが、總理にも一つ、閣連する問題でお尋ねしておきたい問題があります。

それは、午前中にも出た内亂の規定にも關連するのですが、日本の自衛隊そのものが暴動化し、反亂するといふ、これはすでにイラクにおいても、キューバにおいても、そういう自衛隊の人々が、指導者によつて政府を転覆している事例もあるわけです。そういう自衛隊そのものの暴動といふものに對しては、一体どういふお考えを持っておられますか。

○岸國務大臣 私は、絶対に日本の自衛隊に關する限り、そういうことはなないと思ひます。そういうことのないやうに、現に防衛庁長官が、自衛隊の訓練やその他の規律というものを厳格に保つておりますから、そういうことは、私は事實上日本においてはあり得ないと思ひております。

○受田委員 すでに中近東その他の國々において事例が幾つも出ておるし、また、日本にも二・二六事件が起つておる。天皇のお名前を使われたから、これが鎮圧されておる。しかしながら、文官優位がだんだんくずされて、自衛隊の増強で再軍備が強化されている段階では、時の政府の命令を逸脱し、あるいはいろいろな条件で、そういう事態を絶対に防ぐと、たといおつしやつておられても、そういう事態が起つた場合に日米の關係はどうなるのか、これは一つお答えを願ひたい。（神經衰弱だよと呼ぶ者あり）

○岸國務大臣 日米の關係において、は、そういうことには何も触れておりません。

○受田委員 そうすると、そういう問題については、ただ単に國內の内亂として、内政干渉はしないという立場に立つわけですね。それを一つお答えを願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 純然たる内亂である限りにおいては、アメリカはこれにタッチいたしません。

○受田委員 それではこれで終わります。

○大貫委員 時間の關係もありますので、私の質問は、一応あと一、二問でやめようと思ひます。ただいま、沖繩問題に打たれた御議論をなすつておりますが、これは大へなことですか。そういうことを國民が心配しておるわけなんです。安保条約に對して心配している

のは、そこなんです。ほんとうに戦争の糸口によつて——沖繩を救うのは、当然それはそうです、理論上そうです。そうですが、國を焦土と化しても何でもやるやうな、そういう口吻が、國民に非常な疑惑を与えていることなんです。これは閣連質問でだいぶ尽くされたから、私は方向を変えて、最後にただ一つだけお尋ねをいたして、確かめておくれよう。

これはこの前、たしか岸總理が答弁されておると思うのですが、第五條によつて自衛隊が出動するやうな場合には自衛隊法第七十六條の手續を経るんだ、これはもちろんのことでしょう。そこで、このことはアメリカも承認しておるのか、ごとき御答弁をなすつたのですが、これはほんとうに承認されておるのですか。自衛隊法によつて日本の自衛隊が出動する場合には、國會の承認を得なければならぬといふことが明白になっておるのですが、このことは、アメリカは承認しておるのですか。

○藤山國務大臣 承知いたしております。

○大貫委員 承知しているといつて、何か文書の上での明確な確約をされておるのですか。

○藤山國務大臣 文書に書く必要のないほど當然なことでございます。

○大貫委員 文書に書く必要がないといふ。當然なことはないでしょう。自衛隊法があるかどうか——これはなんでも、憲法上の規定、手続といふことで、憲法にあるならよろしいのです。ところが、日本の憲法には自衛隊が出動するとか——これは昨日も申し上げましたやうに、統帥に關しても、

編成に關しても、あるいは出動に關しても、講和をするについても憲法上何の規定もないのです。自衛隊法といふものがぼつんとある。これは憲法付屬法規ではありません。少なくとも形の上では付屬法規になります。ならぬといふと、これはアメリカが承認したといふことは、あなたがたがおつしやるだけでは何ら——内閣が変わつたらどうなるのです。これは文書の上でそういう裏づけがなければ、當然に、七十六條のこの手續を承認しているとは言えないじゃないですか。どうです。

○藤山國務大臣 當然のことでありまして、十分承知いたしております。

○大貫委員 どうも外務大臣、最近ぞうきんになつて努力しているやうですが、破れぞうきんのやういふことで、役に立ちません。ハンカチはハンカチで、やはり絹ハンカチの方がよろしいと思ひます。私はこれ以上申し上げませんが、最後に一つ岸總理にお尋ねします。

これはきのうの問題にしたところで、統帥の問題です。第五條によつて日本が米軍とともに共同の軍事行動をとる場合に、この自衛隊の統帥はだれがやるのですか。

○岸國務大臣 自衛隊法によつて日本がやります。

○大貫委員 これは自衛隊法によつては、さうでしょう。しかし、第五條からいいますと、米軍と共同してやるのです。さうすると、ばらばらにそんなことはできないでしょう。やはり統一した一つの指導といふか、つまり軍事行動といふのは、高度の作戦があるわけですから、その作戦が、日本の自衛隊は日本の自衛隊によつて、アメリカ

はアメリカで、勝手にばらばらにやるものではないでしょう。それはどうです。

○岸國務大臣 十分にその間の連絡の必要なことは連絡してやります。

○大貫委員 共通の危険に對処するやうに行動するといふのですから、かりに連絡しても、そんななまやましいものではないでしょう、戦國といふことになれば、これは必ず統一された參謀本部なり、何かがなくちゃならぬわけですから。さうすると、どうですか、それは米軍の統制のもとに、日本の自衛隊が自由自在に動くといふことになるじゃないですか。

○岸國務大臣 そうはならぬのであります。日本の自衛隊に關する限り、その統帥といふことは、この指揮命令、作戰用兵の問題は日本がやるのであります。責任を持つてやるわけでありまして、ただ、日米が共同して對処しなければならぬやうな事態が、そういう場合においては起ると思ひます。従つて、兩者の間の緊密な連絡をとること、これは當然のことです。しかし、そのために單一の統帥部を置いて、そのもとにすべてのものが服するといふやうなことは考へておりません。

○大貫委員 私の質問は、これで本日は終わりたいと思ひます。いずれまた別の機会に、まだ尽くさない部分をお尋ねするつもりであります。

○小澤委員 次に床次徳二君。

○床次委員 私は前回、いわゆる米軍の施設及び区域におけるところの米軍の權利、権能等に関しまして質疑をいたしておたのであります。なお本日は、若干、引き続いてこれに關連して

質疑をいたしたいと思うのであります。

前回の質疑におきまして、いわゆる基地内におきましては、原則としてわが国の法令が適用されるということが明らかになっておりますのでありますが、本日も尋ねたいのは、基地内におけるところの警察権に關しまして、わが国はいかような立場をとつておるか。わが国の警察権行使の権能に關して、政府の見解を伺いたいのであります。

○林(修)政府委員 一般の問題について私からお答えいたします。

原則として、いわゆる施設区域内にも日本の法令が適用されるということをお前提として申し上げたわけでありまして、この点は、警察法令につきましても同様でありまして、原則として施設区域に対しても適用はあるわけでありまして、ただ、そこにおきまして軍隊あるいは軍人、軍属等については、軍隊の特殊性から、この地位協定上のいろいろな規定もそのまま適用されない部分があるわけがございます。これは警察法令につきましても、そういう問題はいろいろあるはずでございます。

もう一つは、法令の適用関係とは別に、やはり法令の適用ではございませうが、強制的な、いわゆる司法警察権あるいは行政警察権の問題があると思ひますけれども、これにつきましても、観念的には、日本の法令がもちろん適用があるわけでございますが、日本の警察官が、その施設区域内においていわゆる即時強制、行政警察あるいは司法警察の面における権能を行使する場合におきましては、御承知の通り、この地位協定において先方側の同意を得

て入つてやる、こういう建前になっておりまして、軍隊がそこを使つておるといふ特殊性から、同意を得てやるという建前になっております。それから、同時に、この地位協定をごらんになりますと、十七条第十項でございまして、この施設区域内においては、米軍側は米軍側に關する限り警察権を持つておる、こういうことになっておるわけでございます。軍人、軍属等に対しては、米軍が警察権を行使する、こういうことになるわけでございます。

○床次委員 次に、基地に隣接しておる地域におけるところの米軍の權利について検討したいと思ひのであります。今回の改正によりまして、第三条におきましては、前回の規定に比しまして著しく表現が変えられておるものであります。今回の改正の結果、この区域外におけるところの取り扱いはいかようになつておるか、明らかにされたのであります。

○高橋(通)政府委員 ただいまの点は第三条の点だと考えておりますが、第三条におきましては、現行の行政協定におきましては、その施設・区域内におきまして米軍側が一切の措置をとるところの權利、権能、権限を有するといふことになつております。ほか、施設外におきましては、これらの施設及び区域の支持、防衛、管理のため、前記の施設及び区域に出入の便をはかるに必要の權利、権力及び権能を有するのみならず、本条で許されたる權利、権力、権能を施設及び区域外で行使するにあつては、必要に応じ合同委員会の通じ両政府間で協議しなければならぬ、こういうふうになつております。

は、原則として日本側がこのために必要な措置をとるということとをまず正面から書きまして、そのほか「合衆国もまた、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることが出来る。」というふうな書きかえられたわけでございます。

○床次委員 ただいまの改正の結果、これに關連いたしまして、關係法令の範圍内で必要な措置を執るものとする。また、合同委員会を通じて必要な措置をとるということになつております。この關係法令の範圍内で必要な措置をとるということが合意議事録にも定められておるのであります。この点、どの程度の改正が行なわれておりますか。

○林(修)政府委員 直接に關係法令を今度改正した点はございませうが、御承知のように、土地等の使用等に關する特別措置法、あるいは法律に基づきまして、米軍側の要望に基づきまして必要な、たとえば路線權等を設定するといふ、あの法律に基づいて補償しつづやる、こういうこととあります。あるいは電波法に基づきまして電波障害を除去する、こういうことが行なわれております。

○床次委員 次に伺いたいのは、この基地外におけるところの權利、権能につきまして先ほど答弁がございましたが、しからば、基地外におけるところの警察権に對しまして、米軍はいかなる程度において警察権を行使しておるか、伺いたしたのであります。よく基地周辺におきましては、往々にしてMPその他の者が過當な權利を行使して、住民に迷惑をかけるというふうなことも、あるいはあるやに聞いておるので

あります。が、今回こういう取り扱いはいかうになるのか、明らかにされたい。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。この点に關しましては、旧行政協定と何ら変更はないわけでございます。が、いわゆる基地外の米軍等に対する警察権の問題は、外におきましては、わが国が米軍の構成員に對しても警察権を行使し得るが原則でございます。ただ例外的に、合衆国の軍隊の財産についての捜索、押収及び検証等は行なわれないようにいたしておるのでございます。なお、施設・区域外におきましても、米軍当局は、一定の条件のもとに、米軍の構成員等に對しまして警察権を行使し得る場合があります。

この場合は、必ずあらかじめ日本国との間に取りきめをいたしておきまして、その取りきめに従つておきまして、日本国の当局との連絡のもとに、合衆国軍隊構成員などの間の規律と秩序維持のために必要な範圍に限つて行使することが出来るというふうになつておりました。無制限に行使することは認められていない次第でございます。

○床次委員 ただいまの場合におきまして、しからば米軍が、施設外におきまして、日本人に對して警察権を行使するやうな特例がありますか。どういふケースがあるか、提示されたい。

○竹内政府委員 ただいまの点につきましては、日本人に對して権限を行使すると申しましたが、これは警察権の考え方に二つの種類がありまして、司法警察、要するに刑事訴訟法の犯罪捜査としての正式の司法警察の権限を行

使する場合と、行政警察の権限と申します。か、そういう二つの種類に分けて考えることができるわけでございます。が、施設・区域外におきましては司法警察としての権限というものは、行使することはできないというふうな私どもは解しておるのでございます。

それでは、行政警察としてはどういふことができるのかと申しますと、これは行政警察は、一つの危害を未然に防止する、あるいは急迫している侵害を制止するといったやうな性質のものでございまして、この施設・区域外にありまします軍用財産に對してその近くから害を加える、あるいは加えようとしておるやうな場合におきましては、日本の法令によりまして犯罪となりまします場合は、これは現行犯に限りまして逮捕し、またはその加害を制止することが出来るのでございまして、この逮捕といふことも、今の害を一応とめるという意味のものでありまして、司法警察の行使としてするわけではないのでございます。また、施設・区域または重要軍用財産の安全を守るための正当防衛的な自衛行為といふふうにも解釈し得るのでございまして、そういう意味においても、行政警察権を行使することが出来る。それ以外におきましては、今申しましたやうに、司法警察としての職務権限は行使することはできない、かように解しております。

○床次委員 關連してもう一つ伺いたいのですが、基地内外におけるところの米軍の警察権の行使にあたりまして、もしもその乱用等がありました場合には、その救済措置はいかうにせられるのであるか、伺いたい。

○竹内政府委員 米軍側の行為が犯罪となり、場合によっては、一般の犯罪の場合と同様に、行政協定第十七条によりまして処置されることになるのはもちろんでございます。また、損害が発生しました場合には、協定第十八条第五項、第六項等によりまして損害賠償が行なわれるわけでございます。犯罪となり、場合によっては、第一次裁判権の問題がございしますが、そのようにいたしましては、米軍の警察権の乱用に対しましては、救済措置は十分用意されておるわけでございます。

○床次委員 次に、関連しておりますから、この基地周辺の問題について一言お尋ねしたいのであります。

基地周辺における爆音、あるいは施設提供に伴うところのいろいろの補償問題について、相当従来紛議が起きておったと思うのであります。が、現在かかる解決につきましてはどのような処置がとられておるか、大体それが円満に解決しているかどうかというのを伺いたいのであります。

なお、演習場外につきましても、しばしばあるいは破片が落ちてきたり、あるいは爆弾が落ちるといふようなことも聞くのであります。これらの紛争事件の補償等の処理について、概況を御説明願いたいのであります。

○丸山政府委員 お答えいたします。飛行場やあるいは爆撃場における飛行機の爆音、あるいはたまの音、こういうものに対する処置をいたしましては、学校の防音の工事、あるいは病院等の医療施設に対する防音工事を実施いたしております。なお、演習場におきまして、その演習の結果、土地の形質を変更し、あるいは森林を荒廃させる、そ

のために付近の農地等に被害を与えておる場合、この被害を補償いたしますとともに、その荒廃したるもの、災害を防ぐための防災工事等をいたしております。これらはいずれも、米軍の駐留に伴う特別損失の補償に関する法律、この法律に基づきまして実施いたしております。

なお、演習場外に飛行機から落下物等が落ちる、落とす、それに対する被害対策、これは実はお説の通り、かつて水戸の演習場その他におきましてございまして、これに対しましては、そのつど嚴重に軍にその是正措置を申し入れるとともに、合同委員会でも取り上げまして、その是正措置を協議し、決定いたしております。そのために、最近におきましては、それらの事態は著しく改善いたしております。なおそれでも間違つて区域外に落ちた、これに対する補償措置は、行政協定の十八

条第三項に基づきまして補償措置をいたしております。これは円滑に処理されておると考えております。

○床次委員 次に、航空機、船舶の出入について一点お尋ねしたいのであります。昨年の夏、いわゆる黒いジェット機の不時着事件があつたのであります。これは第五五条との関係において、どういふふうになつてゐるか、伺いたいのであります。これはいかなる処置、法規によりまして入国しておつたのか、また、その取り扱い等につきましては、いろいろと日本国民を圧迫するといふようなMPの処置があつたか、かのようにも聞くのであります。かかる取り扱いに対して、いかうなる方針を持つて当たつておるか、説明せられたいのであります。

○辻政府委員 お答えいたします。

航空関係の問題でございますが、これは昨年度、不時着の問題で問題になつたのでございます。この問題の飛行機は、大統領の直轄の航空宇宙局に所属しております飛行機でありまして、在日米軍の管理下に運航しておるものでございます。従つて、この飛行機は、行政協定の第五五条にございする、合衆国によつて、合衆国のために、または合衆国の管理のもとに運航されておるといふ飛行機に該当いたします。これらの該当いたします航空機につきましては、国籍、登録記号等を表示しなければ航空の用に供してはならないという旨を規定いたしております。航空法の第五十七条の適用は除外いたしております。従つて、この航空機につきましては、国籍、登録番号等のことは、私どもは存じないかつたわけではあります。ただ、これらの飛行機も、すべて航空交通管理に關しましては、昨年の七月一日以降わが方に返つて参りました航空交通管理本部の管制下におきまして、これも有視界飛行状態の場合におきましては、特にその管制下の連絡なしにも飛び立ち得るのでございまして、今までのいふゆる計器飛行状態には飛んでおりませんで、特に航空交通管理の面におきまして、問題なしに飛んでおつた次第でございます。

○床次委員 航空関係についてもう一つ伺いたしたいです。今お話がございましたが、航空交通管理につきましましては、わが国に全面的に移管せられておるといふことになっておるのでございしますが、わが国に移管後、日米間の

の管理の調整状況、日本における運航状況ははたして円満にいつておるかどうか、伺いたしたいのであります。

なお、あわせまして、過般小牧飛行場におきまして非常な惨事が起きたのでございしますが、これなどはやはり航空管制の、要するに不備によつたものだと思うのであります。わが国に移管後において、この管制状況について十分な措置がとられておるかどうか、あわせて答弁せられたいのであります。

○辻政府委員 お答え申し上げます。日本の周辺の航空交通管理につきましては、昭和三十四年の七月一日から入間川の管制本部を日本側で運営することになりました。これ以後は、実質的には日本政府の責任のもとに航空交通管理を実施いたしております。ただ、在日米軍に提供いたしております飛行場の管制、それから進入管制等につきましては、現在も米軍が行なつておる次第でございます。日本政府及び在日米軍の行なう管制業務につきましては、すべて共通の方式をとりまして、これはICAOの方式を採用いたしております。国際的な基準の方式でございますが、これを採用いたしております。入間川のセンターを通じて一元的に運営しておる次第でございます。日本政府の航空交通管理の実施にあたりましては、在日米軍が、わが国の防衛責任を分担しておることを考慮いたしまして、平素から、管制本部と在日米軍との間には、航空気象情報を交換することとか、民間機の位置を通報する等のことにつきましては、在日米軍と取りきめをいたしております。なお、先ごろ小牧の飛行場におきまして非常に不

幸な事件を巻き起こしまして、私も、非常に責任を痛感しておる次第でございます。あの事件は、管制官の魔がさしたと申しますか、一つの誤認が大きな原因をなしております。あれ以外に、在日米軍との関係におきまして、航空交通管理上まずいような事件は、今までのところ一件も起こっておりません。

○床次委員 次に、在日米軍のいわゆる特権の制限の問題について伺いたしたいのであります。軍人に対しまして、今回は、身分証明書の携帯、その他、場合によりましたならば退去を命ずるといふような処置ができて参つたのであります。これはある程度までの特権の制限であるかと思ひますが、現在までの米軍人等の、いわゆる不良軍人ともいふべき実情、これがどの程度のものであつたか、今回の改正によりまして相当これが是正されるかと思ひますが、どのようなものか、実情について説明せられたい。

○竹内政府委員 在日米軍の構成員、軍人等で、わが国の法令に違反するよるな犯罪に犯れる行為をなす者もありません。その違反の状況は、その数におきまして必ずしも多いものではございません。しかも、その犯罪の実態を見ますと、いわゆる犯情が軽微であり、かつ偶発的な犯行と見られるものが多いのであります。これらの事件はすべてわが方において処理すべきものは処理いたしておりますが、おおむね、日本の犯罪と比較してみますと、今申したような実情でございします。従いまして、刑罰法令の適用の面から見ますと、米軍の軍紀の保

持、規律は厳正に守られておるようには、私どもは觀察いたしております。

○床次委員 米軍の犯罪と関連して考慮せられることは、いわゆる道路交通におけるところの自動車運転の事故などでありまして、米軍関係者に対しては、十条によりまして特別な取り扱いができております。わが国におきましては、最近、道路交通法の改正等を実施せんとしておるわけでありまして、大体米軍関係者のいわゆる事故発生率というものは、これはわが国の状況とある程度までの差異があるかどうか、これは取り纏まり関係から見ましても考慮すべきことと思つておりますが、実情について報告せられたいのであります。

○中川政府委員 米軍関係者の交通事故もあるわけでありまして、わが日本人の交通関係違反に比べまして、決して悪いとはいえない。むしろ、向こうの米軍関係者の方が少ない、こういう実情であります。数字について申し上げます。自動車の数について比較したものでございますが、自動車の数は、米軍関係者の自動車は、日本関係を合めて全体の一・一％あるわけでありまして、交通事故の被害は、死者につきましては〇・四％、負傷者につきましては〇・四％、物的な被害につきましては一・二％、こういう状況でございますので、決して向こうが多いという結論は出ません。逆に向こうがいい、こういうことであります。

○床次委員 次は、第十一条でありまして、輸出入に関する取り扱いが若干改正されておるのですが、従来の米軍の関係者の持つております特権に対する乱用防止の手段、どのような手段を講じたか、あわせて説明せられたいのであります。

なお、この条文の中におきまして、合理的な限度において輸入する物資については、これはやはり税関の検査を免除する形になっておりますが、合理的な限度というものにつきましては、ある程度までの標準について打ち合わせ等があるかどうか、あわせて御説明せられたいのであります。

○木村(秀)政府委員 お答え申し上げます。現在の行政協定を改正しましたおもな点は、第一に、税関検査の免除範囲を縮小したということでございます。従来は、合衆国軍隊の部隊及び合衆国軍隊の構成員とともに税関の検査を免除いたしておりましたのを、今回改めまして、部隊行動による場合のみ免除をいたし、合衆国軍隊の軍人あるいは軍属等、個人の行動する範囲におきましては、輸出入ともに税関の検査を実行いたすというにいたしました次第でございます。

第二点といたしましては、やはり税関検査の問題でございますが、従来は、合衆国軍事郵便路線上にある郵便物につきましては、それが公用の郵便物であらうと、私用の郵便物であらうと、検査を免除いたしておりましたのを、今回改めまして、公用の郵便物のみ検査を免除いたす、従って、私用の郵便物につきましては税関の検査を実施するというにいたしました次第でございます。

次にお尋ねの、PX等が合衆国軍隊の構成員等のために輸入する物品の数量を合理的な範囲に限りました点でございますが、これは協定の本文ではなくて、合意議事録の中に取きめてござい

ます。もちろん、個々の物品の種類に依りまして、このものはどれくらいという取りきめを現在まだいたしておりませんが、大体、軍人等の日本におる人数、それから月間、年間の消費量等から勘案いたしまして、不相応に大量の物品が輸入されておるといふようなことがございました場合には、米軍に対して問題を提起して、そうして協議をして、これを合理的な数量まで圧縮するというにならうかと思つております。なお、関税法違反の防止につきまして、やはり合意議事録の中で、米軍側において関税法違反の事件が発見された場合においては、日本側の税関に通知をする、また、日本側においてそういう事件を発見した場合に

は、相手方に対して問題を提起して協議をする、また処分すべきものは処分するといふふうに取りきめた次第でございます。

○小澤委員 次会は、明七日午前十時より開会することいたしました。本日は、これにて散会いたします。午後五時二十九分散会

日米安全保障条約等特別委員会議録 第十一号中正誤

誤 正

一ページ二段 付託欄中二行目 改定等反対 改定反対